

# 2024 REPORT

東京三協信用金庫の現況のご報告 2024

T O K Y O S A N K Y O S H I N K I N B A N K



東京三協信用金庫

お客様と共に歩んで100年これからも共に歩む「未来」

# 基本方針

国民大衆の金融機関に徹する  
常に健全性公共性の維持に努める  
絶えず経営の改善に努める

## 新3ヵ年計画(令和6年度～令和8年度)

～“つなぐ力”で未来を創る、新たな一歩を～

### 新3ヵ年計画の骨子

1. 事業者支援
2. 預金積金の推進
3. 貸出金の推進
4. その他収益力の強化
5. 業務プロセスにおける効率化
6. 人材育成
7. 信用リスク管理
8. 手形・小切手の全面電子化
9. リスク管理・法改正対応
10. 100周年企画

## ごあいさつ

皆さまにおかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度は、世界的な人の往来が本格的に回復し、3年以上続いたコロナ禍から世界経済が正常化へ進んでまいりました。一方、依然として収束の見えないウクライナ情勢に加え、中東情勢の悪化など、国際情勢の緊張が高まりを見せております。国内においては、本年1月に能登半島地震が発生し、甚大な被害が生じております。犠牲となられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

経済情勢においては、コロナ禍からの経済活動の再開、約30年振りとなる高い賃金上昇率や日本銀行によるマイナス金利政策の解除等、長期間に亘り日本で続いていたデフレ経済からの脱却が見えはじめ、大企業の景況感は上向き、日経平均株価はバブル期につけた史上最高値を更新しました。しかしながら、急激な物価上昇や円安の進行、人口減少による人手不足は、主要な取引先である中小企業や個人事業主における経営環境や一般消費者の生活に大きな影響を与え、「町場」の景況感の改善には至っていない状況が続いております。

このような状況下においてこそ、中小企業経営者、個人事業主の皆さまが経営環境の変化に翻弄されることのないよう、資金繰りを支え、引き続き事業支援・課題解決に取り組み、地域の皆さまとともに歩むことが、地域金融機関のあるべき姿と考えています。

当金庫は、令和6年度より、新3ヵ年計画『“つなぐ力”で未来を創る、新たな一歩を』をスタートさせました。また、令和7年10月に当金庫が創立100周年を迎えるにあたり『お客様と共に歩んで100年 これからも共に歩む「未来」』を新たにキャッチフレーズとして掲げています。

経済・社会の変化とともに多様化する状況のなかで、地域の皆様のニーズに応え、親身に寄り添った活動をし、共に「未来」へ進んでいけるよう、地域金融機関・協同組織金融機関としての使命を果たしていく所存です。今後とも変わらぬご支援とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月



東京三協信用金庫  
理事長 中島 久喜

## 目次

ごあいさつ	1	■ 総代会について	15
■ 東京三協信用金庫について	3	■ 内部管理体制について	17
■ 事業の概況	7	■ 業務のご案内	19
■ 東京三協信用金庫と地域社会	9	■ 計数・資料	23
■ お客様支援の取り組み	11	■ 店舗一覧	46



# お客様と共に歩んで100年 これからも共に歩む「未来」

地域の皆さまとともに、地域経済の発展に積極的に取り組み  
皆さまのご繁栄に役立つ金融機関を目指します。



(令和6年3月31日現在)

## 行動規範『さんきょうの心構え』

### ～ 4つの“こころ”情熱・使命・絆・志～

わたしたち東京三協信用金庫の『さんきょうの心構え』は、“魅力ある役職員、魅力ある職場、魅力ある三協”を実現するための心構えを示しています。すべての役職員は、日々、お客様、地域社会、仲間との関わりの中で、どのような考えを持ちどのように行動すべきかを自分の“こころ”に問いかけます。

- 1. お客様への思い 『お客様のお役に立ちたいという“情熱”』**  
お客様こころの幸せ・喜び・笑顔のため、ひとりひとりに真摯に向き合い、お客様の期待を超えるサービスの提供と心のこもった対応、礼儀正しい立ち居振る舞いを実践します。
- 2. 地域社会への思い 『誠実さ・正直さを追求する“使命”』**  
すべての役職員はあらゆるルールを遵守し、長い時間をかけて築き上げてきたお客様・地域社会からの信頼を維持するため、誠実さ・正直さを持って行動します。
- 3. 仲間への思い 『お互いを認め、敬い、信頼し合う“絆”』**  
すべての役職員が同じ目的のために働く仲間（チーム）であることを認識し、お互いを思いやること、認め合うこと、信頼し合うことを大切にします。
- 4. 仕事への思い 『職責や役割を理解し、高みを目指す“志”』**  
働くことへの責任や厳しさ、自分に与えられた役割をすべての役職員が理解し、ひとりひとりが更なる知識の修得に努め、それぞれの立場に求められる役割を誠実に果たします。

# 東京三協信用金庫について

## 金庫概要

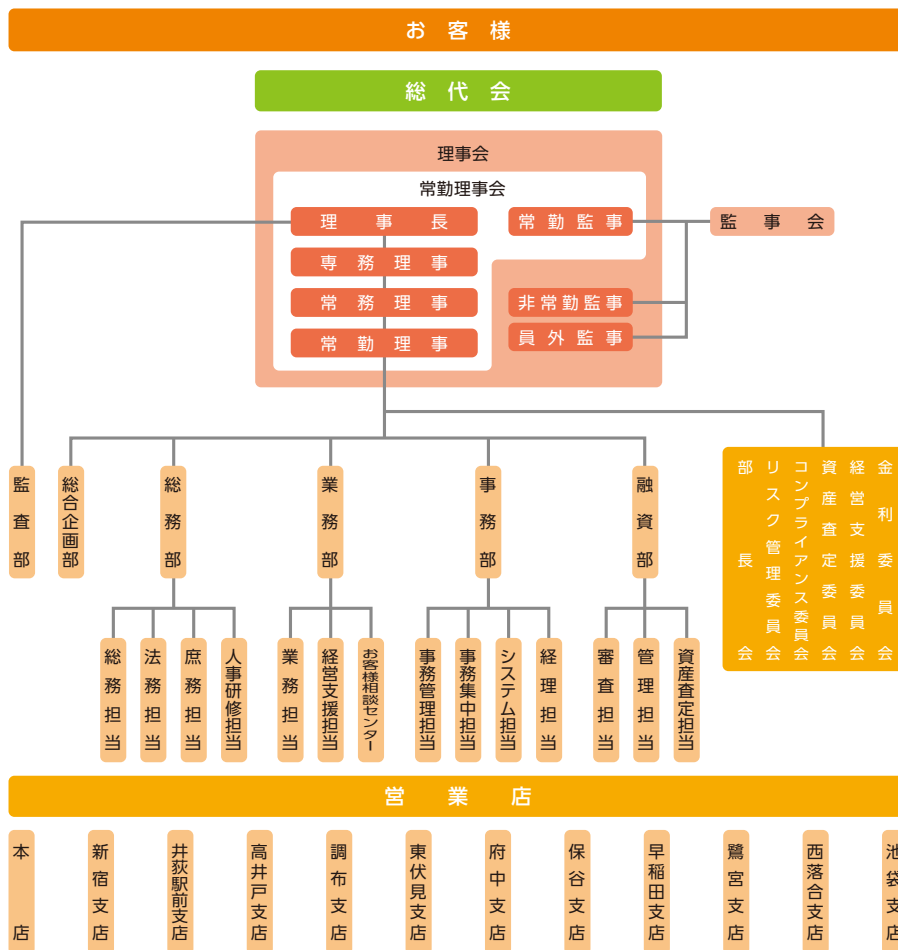
創 立：大正14年(1925年)10月12日  
 本店所在地：東京都新宿区高田馬場2丁目17番3号  
 預金積金残高：173,988百万円  
 貸出金残高：113,166百万円

出 資 総 額：960百万円  
 会 員 数：10,396会員  
 店 舗 数：12店舗  
 常勤役員数：185名 (令和6年3月31日現在)

## 主要な事業内容

1. 預金および定期積金の受入
2. 資金の貸付(手形貸付、証書貸付、当座貸越等)および手形の割引
3. 内国為替業務(送金為替、当座振込及び代金取立等)
4. 有価証券投資業務
5. 代理業務
  - ①日本銀行歳入代理店業務
  - ②地方公共団体の公金取扱業務
  - ③株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
  - ④日本政策金融公庫等の代理貸付業務
6. 国債等公共債の引受業務ほか窓口販売業務
7. 保護預りおよび貸金庫業務
8. 保険の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
9. 電子債権記録業に係る業務
10. その他法令で定められた付随業務

## 金庫の組織図



## 理事・監事の氏名及び役職名

- 理 事 長 (代表理事) 中島 久喜  
 専務理事 (代表理事) 遠藤 豊幸 (事務部担当)  
 常務理事 (代表理事) 雨宮 正信 (総務部担当)  
 常勤理事 平川 昌幸 (融資部担当)  
 常勤理事 矢島 一郎(※1) (監査部担当)  
 常勤理事 河島 正日 (総合企画部、業務部担当)  
 常勤監事 高橋 勝  
 非常勤監事 古谷 修  
 員外監事 鈴木 信二(※2)

(※1) 信用金庫業界の「総代会の機能向上等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 (※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(令和6年6月30日現在)





# 沿革

## 〈大正〉

14年10月 有限責任戸塚町信用組合設立  
初代組合長に西垣恒矩(農学博士)就任

## 〈昭和〉

18年 6月 第2代組合長に藤倉隆専務理事就任  
19年 8月 本店を新宿区戸塚町3丁目74番地より  
同町3丁目5番地(現 新宿区高田馬場2丁目)に移転  
24年 1月 戸塚町信用組合、東京建築信用購買利用組合、共隆信用購買  
利用組合が合併し、名称を東京三協信用組合とする  
新宿支店開設  
26年 8月 第3代組合長に門廻與勝専務理事就任  
10月 信用金庫法施行に伴い、東京三協信用金庫に改組  
36年10月 井荻駅前支店開設  
39年 5月 高井戸支店開設  
41年 8月 新宿支店お取引先を中心に「三協会」発足  
43年 3月 「預金推進委員(現:さんきょう拡充倶楽部)」発会  
44年10月 調布支店開設  
45年 7月 旧本店ビル竣工  
48年 4月 東伏見支店開設  
51年 6月 府中支店開設  
12月 日本銀行と当座預金取引開始  
52年11月 日本銀行歳入代理店認可  
53年 7月 保谷支店開設  
56年11月 早稲田支店開設  
61年12月 第4代理事長に中野武雄専務理事就任  
下落合支店開設  
63年 3月 「SBLC(現:ビジネスクラブさんきょう)」発会  
7月 鷲宮支店開設

## 〈平成〉

元年10月 西落合支店開設  
2年 7月 甲州街道拡幅に伴い新宿支店移転  
4年 5月 第5代理事長に一瀬春一専務理事就任  
8年 3月 預金積金残高1,000億円達成  
10年12月 旧本店ビル増築  
11年 2月 「さんきょう友の会」発会、第1回親睦旅行実施  
4月 第6代理事長に宮本基専務理事就任  
13年 4月 第7代理事長に津曲兼勇常務理事就任  
14年 6月 旧池袋信用組合より事業の譲受  
池袋営業部(現:池袋支店)・板橋支店・足立支店を新設  
第8代理事長に佐久間島吉常務理事就任  
16年 6月 お客様相談センター開設  
17年 4月 下落合支店を本店下落合出張所に変更  
18年10月 東伏見支店新築移転オープン  
19年 3月 第9代理事長に鳴海克實専務理事就任  
20年 6月 本店下落合出張所の窓口営業を終了  
12月 井荻駅前支店新築オープン  
21年10月 「若手経営塾 Terra小屋」第1期開塾  
23年12月 足立支店を板橋支店に統合  
高井戸支店新築移転オープン  
24年 6月 第10代理事長に村田光雄専務理事就任  
9月 「第1回ビジネスフォーラム」開催  
26年 4月 第11代理事長に吉田進常務理事就任  
12月 調布支店新築オープン  
27年10月 金庫創立 90 周年記念式典  
28年 3月 預金積金残高 1,500 億円達成  
29年 4月 板橋支店を池袋支店に統合  
31年 3月 貸出金残高 1,000 億円達成

## 〈令和〉

4年 6月 第12代理事長に中島久喜常勤理事就任  
5年11月 本店ビル竣工  
12月 本店ビルグランドオープン

## 創立100周年に向けて

大正14年10月に設立した当金庫は、令和7年10月12日に創立100周年を迎えます。

各営業店においては、令和5年4月に東伏見支店が開設50周年、7月に保谷支店が45周年・鷲宮支店が35周年、令和6年1月に新宿支店が75周年、5月に高井戸支店が60周年を迎えています。また、10月には調布支店が55周年、西落合支店が35周年を迎えます。

ひとえに地域の皆さまのご支援、お力添えの賜物であり、今後も地域社会の発展に尽力してまいります。

### ■ 昭和 50 年頃の営業店



本店ビル(令和5年建替え)



新宿支店(平成2年移転)



高井戸支店(平成23年移転)



調布支店(平成26年建替え)



東伏見支店(平成19年移転)

### ■ 各店記念行事



新宿支店 開設75周年記念お客様感謝デー



東伏見支店 開設50周年記念パーティー

## 令和5年度の歩み

### 令和5年

4月 3日	令和5年度新入職員入庫式
5月25日	ビジネスクラブさんきょう 総会・勉強会
6月15日	信用金庫の日 お客様サービスデー
6月20日	第99期通常総代会 本店竣工記念定期預金「つばさ」取り扱い開始
10月18～20日	全店企画旅行「山陰：羽合温泉・玉造温泉 出雲大社・足立美術館2泊3日」
11月 1～ 3日	本店ビル 内覧会・竣工式
11月28日	新宿区社会福祉協議会へ寄付
12月 7日	ビジネスクラブさんきょう 企業合同忘年会
12月11日	本店ビル グランドオープン
12月14日	令和5年度経営内容説明会

### 令和6年

2月13日	ビジネスクラブさんきょう 新春講演会・賀詞交換会
3月 7日	さんきょう友の会 観劇



全店企画旅行



信用金庫の日 店頭の様子



経営内容説明会



新入職員研修の様子



本店ビル 竣工式



## 本店ビル建替え

令和元年12月の本店仮移転に始まりました本店ビルの建替えは、令和5年12月11日にグランドオープンを迎えました。本店ビルは、「お客さま・地域の皆さまの利便性向上」「地域貢献」「環境配慮」等をコンセプトとしており、1階が本店、2～5階が本部等、6～8階が地域事業者や創業される事業者の皆さまへの支援として「シェアオフィス」となっております。



室内環境の質を維持しつつ、一次エネルギー消費量を50%削減する「ZEBReady」検証を取得しております。

グランドオープン当日は、オープニングセレモニー、ご来店サービス、記念寄席等を行い、多くのお客様にご来店いただきました。今後とも、地域の発展に尽力してまいります。



## 令和5年度の概況

### 金融経済環境

令和5年度は、世界的な人の往来が本格的に回復し、3年以上続いたコロナ禍から世界経済が正常化へ進んでまいりました。また、約30年振りとなる高い賃金上昇率や日本銀行によるマイナス金利政策の解除等、長期間に亘り日本で続いていたデフレ経済からの脱却が見えはじめ、大企業の景況感の上向き、日経平均株価はバブル期につけた史上最高値を更新しました。しかしながら、急激な物価上昇や円安の進行、人口減少による人手不足は、主要な取引先である中小企業や個人事業主における経営環境や一般消費者の生活に大きな影響を与え、「町場」の景況感の改善には至っていない状況が続いています。

### 業績

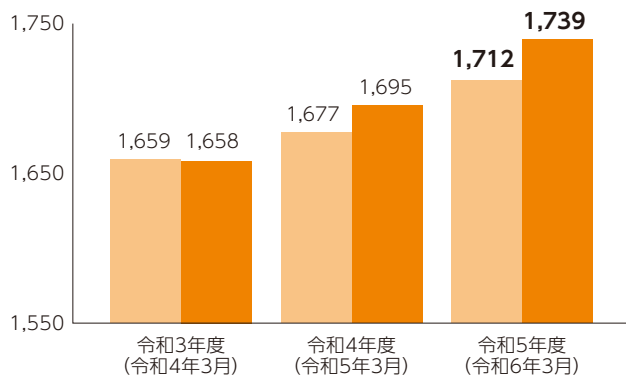
#### ■ 預金積金・貸出金の状況

預金積金は、本店ビル竣工記念定期預金「つばさ」を多くのお客様にご契約いただいたことや、事業資金のお預け入れ等があり、前期末から44億円増加しております。

貸出金は、厳しい経済情勢の影響を受けられている事業者の皆さまへの支援を強化するとともに、「課題解決」や「事業性評価融資」の実践等により、様々な資金需要に対応いたしました。経済活動の回復から順調に返済が進んだことや一時的な需要であった大口融資の返済等の影響により、前期末から21億円減少しております。

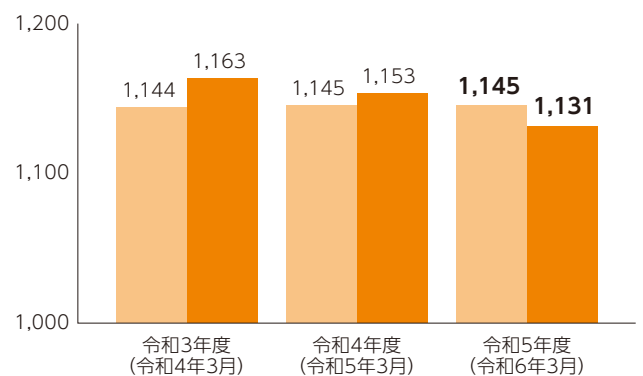
預金積金の推移

平均残高 期末残高 (単位：億円)



貸出金の推移

平均残高 期末残高 (単位：億円)



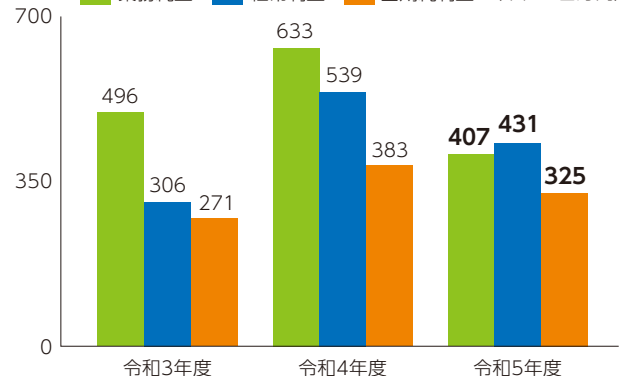
#### ■ 損益の状況

貸出金利息を中心とした資金運用収益は増加しましたが、本店ビルの関係費用等による経費の増加や、金利上昇を見据えた有価証券ポートフォリオのメンテナンスを実施したことにより業務費用が増加し、業務純益は226百万円の減益となりました。

また、臨時収益(債権売却益、株式売却益等)の計上があったものの、経常利益は107百万円の減益、当期純利益は58百万円の減益となりました。

損益の推移

業務純益 経常利益 当期純利益 (単位：百万円)



### 今後の事業の展開と課題

今後も世界情勢の不透明感、インフレの長期化等により厳しい景況感となることが予想されます。このような状況下においてこそ、地域の皆様のニーズに応え、親身に寄り添った活動をし、中小企業経営者、個人事業主の皆さまが経営環境の変化に翻弄されることのないよう、事業支援・課題解決に取り組み、地域の皆さまとともに歩むことが、地域金融機関・協同組織金融機関のあるべき姿と考えており、その使命を果たしていく所存です。

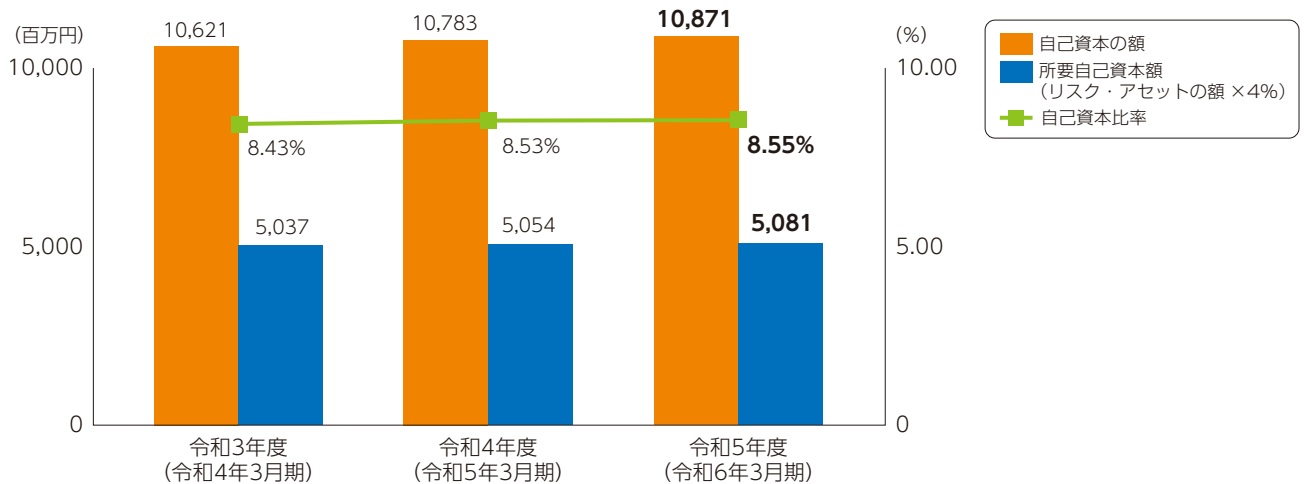


## 金庫の健全性

### 自己資本比率について

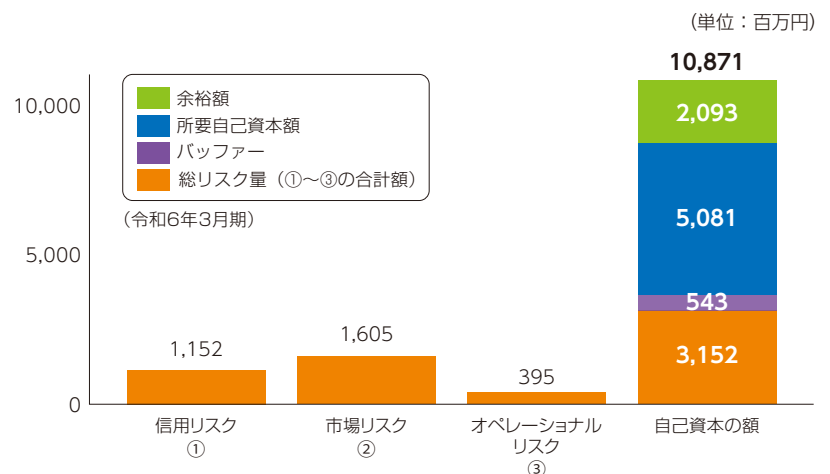
令和6年3月期の自己資本比率は、利益の積み上げによる自己資本額の増加等により、前期末から0.02pt上昇し8.55%となりました。国内基準である4%の2倍以上を確保しており、当金庫の経営の健全性は十分保たれています。

自己資本の額および自己資本比率の推移



### ■ 統合的リスク管理 (リスクの定量化)

当金庫は経営の健全性を維持、確保することを目的に各種リスクについて、現場で起きている事象などの定性面の問題点分析、対応策の検討や把握可能なリスクの計量化を行い、自己資本の総額と対比した定量的管理を行っています。



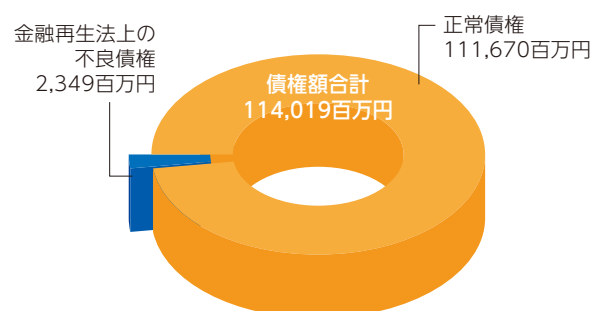
### 不良債権の状況

金融再生法の開示債権 (いわゆる不良債権) に対する保全率は、担保や保証等による回収見込額及び貸倒実績率 (過去に発生した貸倒の確率等) に基づき算出された貸倒引当金により86.17%となっています。

### 金融再生法開示債権の状況 (令和6年3月)

(単位：百万円)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	保全率(b/a)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	551	551	100.00%
危険債権	1,004	951	94.73%
要管理債権	793	521	65.73%
金融再生法上の不良債権	2,349	2,024	86.17%
正常債権	111,670		
債権額合計	114,019		
不良債権比率	2.06%		



※「債権額合計」は、金融再生法上で定められた開示債権の総額であり、「貸出金残高」とは異なります。

## 地域社会の活性化を目指して

当金庫は、大正14年の設立以来、地域の皆さまや中小企業、個人事業主の皆さまが会員となり、お互いに助け合い、支え合い、そして共に発展・繁栄していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の協同組織金融機関です。地域のお客様からお預かりした大切なご預金は、ご融資という形で資金を必要としている地域のお客様にご利用いただいています。また、こうした金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化へ積極的に取り組んでいます。



### ■ 三協会

三協会は、昭和41年に新宿支店のお客様を中心に発足し、以降全営業店で組織されました。地域交流の活性化、取引先企業の繁栄、会員相互の親睦を目的としており、各三協会独自の親睦旅行、勉強会、交流会等を実施しています。

### ■ 地域行事等への参加

当金庫は、地域の皆さまとの“つながり”や“ふれあい”を大切にしており、各営業店近隣地域の祭礼や伝統行事、イベント等に役職員が参加し、地域社会の活性化、地域文化の発展のお手伝いをしています。また、地域交流の一環として、営業店主催の勉強会や懇親会の開催、地元小中学校の職場体験の受け入れ等を実施しています。



### ■ 職業学習への協力

井荻駅前支店及び早稲田支店にて、地元中学生の職業体験に協力し、社会人としてのマナーや信用金庫の業務等についての研修、通帳の作成体験等を行いました。

### ■ さんきょう友の会

さんきょう友の会は、当金庫で年金をお受け取りいただいているお客様で組織され、年会費等は無料です。「入会時のプレゼント」「お誕生日プレゼント」「観劇等のご優待」「金利優遇定期預金『あんしん500』」「団体傷害保険『シニアサポーター』」等様々なサービスを提供しています。



### ■ 無料お客様相談会の開催

当金庫では、「無料年金相談会」および「無料法律相談会」を毎月開催しています。当金庫が契約する社会保険労務士(年金相談)、弁護士(法律相談)と連携して、お客様の持つ悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。

### ■ 相続遺産整理手続きサポート

相続や遺産整理について、士業専門家や提携先企業と連携し、必要書類の収集、手続き等、ワンストップでの支援を行っています。  
提携先企業：株式会社 NCP相続センター



## ■ 新宿区社会福祉協議会への寄付

令和3年度に取り扱いました、「さんきょう拡充倶楽部定期積金」および「想いをつなぐ定期積金」の契約総額に応じた金額を当金庫より新宿区社会福祉協議会へ寄付させていただきました。寄付金は、同協議会が開催する、「食の支援が必要な子育て世帯を対象とした食品配付会（フードパントリー）」等に充当されています。



## ■ 特殊詐欺被害の未然防止

本店渉外担当者の機転により、特殊詐欺の被害を未然に防止し、戸塚警察署より感謝状が授与されました。一層巧妙化する特殊詐欺に対し、お客様が被害に遭うことの無いよう注意を払い、場合によってはお振込やご出金の理由を立ち入ってお聞きすることもございますが、お客様の大切な財産をお守りする方策でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。



### みまもり定期預金「ことぶき」の取り扱い

特殊詐欺の未然防止を目的として、普通預金からのお振替にて定期預金（通帳式・証書式）を作成いただくと、1年間店頭表示金利に0.05%が上乘せとなる、『みまもり定期預金「ことぶき」』を取り扱っています。なお、本商品は、契約時満65歳以上の方に限ります。

## ■ さんきょう banking アプリサービスの取り扱い開始

お客様の利便性向上を図るため、スマートフォンにて入出金明細の確認、インターネットバンキングの利用申込等が行える、さんきょう banking アプリサービスの取り扱いを開始しました。

スマートフォンにてアプリをダウンロードし、指紋や顔認証でかんたん・安心にログインが可能です。



## ■ お体が不自由な方への取り組み

少しでも便利に当金庫をご利用いただけるよう、取り組みを進めています。

### ● 職員の代筆

目の不自由な方等が窓口で行う入出金・振込等のお取引に関しまして、ご自身での署名が困難な場合は、当金庫の職員が複数名立会いのもと、職員が代筆いたします。

### ● 音声案内付ATMの設置

ハンドセット方式による音声案内機能が付いた ATM を設置しています。また、ATM の文字は操作しやすいよう拡大しており、車いすでも利用しやすい設計となっています。



電子筆談器

### ハンドセット方式

目の不自由な方に配慮した、タッチパネルを使用しなくても操作を行うことができるATMです。タッチパネル脇に備え付けられた受話器に電話機と同配列のキーが取り付けられています。また、受話器からは操作案内音声流れます。



携帯助聴器

### ● バリアフリー化

車いすの方にも便利にご利用いただけるよう、バリアフリー化に努めています。店内にはバリアフリートイレ、エレベーターを設置\*しています。

\*設置店舗：本店、井荻駅前支店、高井戸支店、調布支店、東伏見支店

### ● 各種ツールの店頭設置

全営業店の窓口に「電子筆談器」「携帯助聴器」「コミュニケーションボード」を設置しています。

### ● 通帳の文字を見やすく

預金通帳等に、ユニバーサルデザインの考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



コミュニケーションボード



## 経営革新等に取り組む中小企業への支援

当金庫は、平成 25 年 2 月 1 日付けで、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、財務省関東財務局並びに経済産業省関東経済産業局から「経営革新等支援機関」として認定を受けました。事業の発展を目指し、経営革新等に取り組む中小・小規模事業者の皆さまに寄り添い事業計画の策定支援や実施に関するサポートを行います。



### ■ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

#### ● 経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下の通り取り組みます。

1. お客様が融資等資金調達のお申し込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替える融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応致します。

#### ● 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	111件	679件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.03%	63.10%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

### ■ 「新宿区中小企業支援ネットワーク会議」の発足

令和 5 年 4 月に、新宿区と当金庫を含む新宿区内に本支店等を置く 6 金融機関による「新宿区中小企業支援ネットワーク会議」が発足しました。会議にて情報交換やノウハウの共有等を行い、中小企業の抱える課題解決への支援へ繋げていきます。



## ■ ビジネスクラブさんきょう(BCS)

昭和 63 年に発足したビジネスクラブさんきょう(発足当時の名称「SBLC」)は、法人代表者および個人事業主の皆さまを中心に組織され、会を通じて、会員相互の事業の発展、ビジネスマッチング、見識とネットワークを広げるための活動を実施しています。



## ■ 東京都よろず支援拠点 オンライン個別相談会

中小事業者様向けの相談窓口であり、経営課題全般について専門的な助言を「無料で」「何度でも」利用できることが特色となっています。事業者様の利便性向上を図るため、当金庫営業店にてリモート形式での個別相談会を開催しています。また、「東京都よろず支援拠点」のコーディネーターを講師に招き、営業店にて様々なセミナーを開催しています。



## ■ 「しんきんコネクト」の取り扱い

信用金庫業界のネットワークを活用し、「売りたい」「買いたい」をマッチングするマッチングプラットフォームである、「しんきんコネクト」の取り扱いを開始しました。情報掲載から商談申込まで「しんきんコネクト」内で完結でき、商談方法は、対面だけでなく非対面(電話、メール、WEB)でも可能です。

## ■ しんきん優良企業表彰

当金庫新宿支店お取引先が、東京都信用金庫協会・しんきん協議会連合会・東京事業経営者会が主催するしんきん優良企業表彰において、優秀賞を受賞されました。しんきん優良企業表彰は、信用金庫のお取引先企業の中から優れた成果をあげられた企業を選出する制度であり、表彰対象企業約 12,000 社の中から、36 社が各賞を受賞されました。



## ■ 支援機関・提携先企業・専門機関等との連携

当金庫は、支援機関・提携先企業・専門機関・専門家等と連携を図り、お客様の課題解決に向けた支援を行っています。



### 創業・起業の支援

地域での創業・起業について、連携支援機関、民間シェアオフィス、東京富士大学、外部専門家等と連携し、各々の強みを活かしたワンストップでの支援を行っています。

#### 連携支援機関等

- 東京都よろず支援拠点
- 東京都中小企業振興公社
- 東京商工会議所
- (株)日本政策金融公庫
- 中小企業基盤整備機構



### 人材確保の支援

従業員の確保や福利厚生の充実について、支援機関、提携先企業と連携し支援を行っています。また、当金庫と職域サポート契約を締結いただいている事業所の従業員様向けに、優遇商品(金利優遇住宅ローン等)を充実させ、福利厚生面における事業支援を行っています。

#### 連携支援機関等

- 東京都よろず支援拠点
- 東京都中小企業振興公社
- 提携先企業 | ・ミイダス(株)
- ・(株)マイナビ



### 助成金・補助金自動診断サービス

煩雑な助成金・補助金の申請手続等の支援として、提携先企業と連携し、「情報提供」から「申請手続」まで対応することができる「Jシステム」を取り扱っています。

#### 提携先企業

- ・(株)ライトアップ



### 所有不動産有効活用の支援

所有されている不動産の空室対策や建物の老朽化対策、相続対策などの不動産のご活用について、提携先企業と連携し、各社の特性を活かした様々な支援を行っています。

#### 提携先企業

- 建設・リフォーム
  - ・大成ユーレック(株)
  - ・大成建設ハウジング(株)
  - ・大和ハウス工業(株)
  - ・ミサワホーム(株)
  - ・積水ハウス(株)
  - ・三菱地所ホーム(株)
  - ・パナソニックホームズ(株)
- 不動産管理
  - ・(株)マルイホームサービス
  - ・東急住宅リース(株)
- 不動産売買
  - ・野村不動産ソリューションズ(株)
  - ・大成有楽不動産販売(株)
  - ・ミサワホーム不動産(株)
  - ・大和ハウスリアルエステート(株)
- コンビニエンスストア
  - ・(株)セブン-イレブン・ジャパン
  - ・(株)ファミリーマート
  - ・(株)ローソン



### 事業承継の支援

後継者への事業引継ぎ、後継者対策等について、支援機関、提携先企業と連携して支援を行っています。当金庫を通じて、提携先企業等に相談をすることで、お客様の課題等の整理や具体的な対応策について助言を受けられます。

#### 連携支援機関等

- 東京都中小企業振興公社
- 東京都事業引継ぎ支援センター
- 東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」
- 東京都よろず支援拠点
- ビジネスサポートデスク東京西
- 信金キャピタル(株)
- T²BASE多摩・島しょ経営支援拠点
- 中小企業基盤整備機構

#### 提携先企業

- ・税理士事務所クオリス

## 金融仲介機能のベンチマークに関連した取り組み

当金庫は、金融仲介機能を発揮し、企業の価値向上や生産性向上に資する取り組みを行うため、金融仲介機能を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク(以下、ベンチマーク)」を定めています。

当金庫の取り組み状況についてお知らせするとともに、今後もお取引先のニーズや課題に応えながら、課題の解決などに取り組み、地域経済の活性化に貢献してまいります。

### ■ 令和5年度のベンチマーク評価(基準日：令和6年3月31日)

#### 1. 取引先企業の支援

当金庫は、金融仲介機能を十二分に発揮することで、お客様・地域・当金庫の共生を目指すべく、お客様の資金調達への対応や成長を支援し、地域の活性化に向けて取り組んでいます。

#### (1) 当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている貸出先数及び貸出金残高

当金庫は、担保・保証に過度に依存することなく、お客様の事業性を評価した融資に取り組んでいます。

(単位：先、百万円、%)

	令和4年度		令和5年度		対前期末比	
	先数	貸出金残高	先数	貸出金残高	先数	貸出金残高
貸出先数及び貸出金残高	3,369	115,365	3,252	113,166	△117	△2,199
事業性評価に基づく融資を行っている貸出先数及び貸出金残高	145	530	141	545	△4	15
上記計数が占める割合	4.30%	0.45%	4.33%	0.48%	0.03pt	0.03pt

#### (2) 課題解決対応シートの受付件数及び内訳

当金庫は、お客様の課題解決に向け、積極的に取り組んでいます。

令和5年度は、ビジネスマッチング紹介件数318件のうち、272件が成立(商取引に発展)しました。なお、当金庫との協調融資等の金融支援上のマッチングも含めています。

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	対前期末比
課題解決対応シートの受付件数	508	450	△58
うち、ビジネスマッチング紹介件数	323	318	△5
うち、ビジネスマッチング成立件数	271	272	1
うち、関与した創業件数	97	78	△19
うち、国の中小企業支援策の活用を支援した件数	97	116	19

※課題解決対応シートの内容が複数の項目にまたがっているケースがあるため、受付件数と内訳の合計は一致しません。

#### (3) 事業別のマッチング成立件数

(単位：件)

令和4年度		令和5年度		対前期末比	
マッチング成立件数		マッチング成立件数		マッチング成立件数	
内訳		内訳		内訳	
内訳(細目)		内訳(細目)		内訳(細目)	
民間事業先	58	民間事業先	64	民間事業先	6
不動産業	17	不動産業	24	不動産業	7
建設業	7	建設業	13	建設業	6
その他民間事業先	34	その他民間事業先	27	その他民間事業先	△7
内訳(細目)		内訳(細目)		内訳(細目)	
士業専門家	67	士業専門家	80	士業専門家	13
司法書士	22	司法書士	35	司法書士	13
税理士	18	税理士	8	税理士	△10
その他士業専門家	27	その他士業専門家	37	その他士業専門家	10
内訳(細目)		内訳(細目)		内訳(細目)	
公的支援機関	146	公的支援機関	128	公的支援機関	△18
中小機構	31	中小機構	24	中小機構	△7
日本政策公庫	40	日本政策公庫	14	日本政策公庫	△26
よろず支援拠点	60	よろず支援拠点	82	よろず支援拠点	22
創業支援機関	8	創業支援機関	8	創業支援機関	0
その他公的支援機関	7	その他公的支援機関	0	その他公的支援機関	△7



(4)取引先の本業支援に関連する中小企業支援策を活用した先

(単位：先)

	令和4年度	令和5年度	対前期比
中小企業基盤整備機構の各種支援策の活用	31	24	△7
認定支援機関の経営改善支援	0	0	0
よろず支援拠点の活用	60	82	22
各種補助金の支援	6	10	4
知的資産経営報告書の策定支援	0	0	0
合計	97	116	19

2. 新規事業開拓を目指す取引先企業等への支援

当金庫は、地域の活性化を目指し、地元での創業をお考えの方への支援に積極的に取り組んでいます。

創業・第二創業を支援した件数及び支援内容の内訳

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	対前期比
関与した創業件数	97	78	△19
創業計画書の策定支援	26	32	6
創業期の融資【プロパー】	35	13	△22
創業期の融資【信用保証付】	19	23	4
政府系金融機関や創業支援機関への紹介	17	10	△7
助成金・投資の支援	0	0	0
関与した第二創業件数	0	0	0

3. 中小事業所向け福利厚生支援

当金庫は、地域の中小事業所に勤務する従業員様への福利厚生サービスの充実と資産形成を目指し、職域サポート契約を締結していただいた事業所の従業員様向けに優遇サービスを実施しています。

(1) 職域サポート契約件数

(単位：先、名)

	令和4年度	令和5年度	対前期末比
契約事業所数	1,766	1,775	9
対象従業員数	13,205	13,355	150

※契約対象事業所……当金庫営業エリア内の中小企業・個人事業者

(2) 職域サポート契約先向けローン商品の契約件数及び残高

職域契約事業所の従業員様は、優遇金利を適用した「住宅ローン」「サポートローン」をご利用いただけます。

(単位：件、百万円)

	令和4年度	令和5年度	対前期末比
件数	113	86	△27
住宅ローン	38	43	5
サポートローン(旧：職域フリーローン)	75	43	△32
残高	1,336	1,415	79
住宅ローン	1,246	1,365	119
サポートローン(旧：職域フリーローン)	90	50	△40

※ご利用にあたっては、所定の審査をさせていただき、場合によってはご希望に添いかねることもございますので予めご了承ください。



## 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多いため、総会に代えて総代会制度を採用しています。総代会は、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。なお、当金庫では、総代会だけではなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

### ■ 第100期通常総代会の決議事項等

令和6年6月19日に開催した第100期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

#### 〔報告事項〕

- ・ 監事による監査報告
- ・ 第100期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

#### 〔決議事項〕

- ・ 第1号議案 法定準備金限度超過額取崩の件
- ・ 第2号議案 第100期剰余金処分案承認の件
- ・ 第3号議案 会員除名の件  
(1) 定款第15条1項(別表2の1項)に関する除名  
(2) 定款第15条1項(別表2の5項)に関する除名
- ・ 第4号議案 定款の一部変更の件
- ・ 第5号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- ・ 第6号議案 監事の任期満了に伴う選任の件
- ・ 第7号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件



第100期通常総代会(ハイアットリージェンシー東京)

## 総代の選任の方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っており、以下①～③の手続きを経て選任されています。

### 会 員

地区を4区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定めます。

第1区  
東京都新宿区

第2区  
東京都杉並区

第3区  
東京都23区の中、新宿区、杉並区を除く21区

第4区  
第1～3区以外の営業地区

#### ① 総代候補者選考委員の選任 (各区の会員から3名以上)

会員の中から総代候補者選考委員を「総代候補者選考委員選考基準」に基づき総代会で決定し、理事長が選考委員を委嘱。

総代候補者選考委員の氏名を営業店掲示場に掲示

#### ② 総代候補者の選考

総代候補者選考委員は「総代候補者選考基準」に基づき総代候補者を選考し、理事長に報告。理事長は総代候補者氏名を1週間以上営業店掲示場に掲示。この掲示について電子公告により公告。

総代候補者の氏名を営業店掲示場に掲示

#### ③ 総代の選任

- A) 会員から異議がない場合または選任区域の会員数の1/3に達しない会員からの異議申出があった総代候補者について理事長は総代に委嘱。
- B) 会員からの異議申立が選任区域の会員数の1/3に達した総代候補者については、当該候補者に代え上記②の手続きにより他の総代候補者を選考する。ただし、当該総代候補者の数が、その選任区域の総代の定数の1/2に満たない場合は、改めて選考を行わない(欠員とする)ことができる。

総代の氏名を営業店掲示場に1週間以上掲示

会員の総意を適正に反映するための制度

総 代 会

決算に関する事項、理事・監事の選任等重要事項の決定



## 総代の氏名および総代の選任区域

(令和6年6月30日現在、順不同、敬称略、数字は就任回数)

第1区 (22名)	
東京都新宿区	
難波 輝守 <sup>⑫</sup>	穴口 勝彦 <sup>⑪</sup> 飯島 英子 <sup>⑨</sup> 吉鶴 志郎 <sup>⑧</sup> 露木 孝憲 <sup>⑧</sup> 加納 由雄 <sup>⑦</sup> 岩崎 良夫 <sup>⑦</sup> 矢口 実 <sup>⑥</sup>
馬場 章夫 <sup>④</sup>	星野 高行 <sup>④</sup> 小坂 昌弘 <sup>③</sup> 神宮司真也 <sup>③</sup> 平山 茂 <sup>③</sup> 塩崎 耀久 <sup>③</sup> 佐々木健太 <sup>②</sup> 望田 正吾 <sup>②</sup>
数内 謙治 <sup>②</sup>	佐橋 厚彦 <sup>②</sup> 小式海正彦 <sup>②</sup> 黒須 雄一 <sup>①</sup> 山田 伸一 <sup>①</sup> 上林 俊雄 <sup>①</sup>
第2区 (15名)	
東京都杉並区	
伊田 明行 <sup>⑭</sup>	井口哲次郎 <sup>⑩</sup> 高野 征男 <sup>⑩</sup> 棚部 重夫 <sup>⑦</sup> 島袋 修一 <sup>⑦</sup> 星野 高久 <sup>⑥</sup> 本田 信治 <sup>④</sup> 山本 秀哉 <sup>③</sup>
高橋 義勝 <sup>③</sup>	鈴木 雅之 <sup>②</sup> 青木 正仁 <sup>②</sup> 平澤 天志 <sup>①</sup> 小代 勉 <sup>①</sup> 松尾 文治 <sup>①</sup> 田澤 秀人 <sup>①</sup>
第3区 (25名)	
東京都23区の中、新宿区、杉並区を除く21区	
野口 圭也 <sup>⑩</sup>	小林 義之 <sup>⑧</sup> 有山 茂明 <sup>⑧</sup> 河手 啓一 <sup>⑦</sup> 川口 志朗 <sup>⑦</sup> 望田 捷敏 <sup>⑤</sup> 須藤 史郎 <sup>⑤</sup> 兼村 仁 <sup>⑤</sup>
平石 雅也 <sup>④</sup>	藍川 眞樹 <sup>④</sup> 岡庭 伸行 <sup>④</sup> 須藤 康司 <sup>④</sup> 須藤 雅巳 <sup>③</sup> 本多 秀毅 <sup>③</sup> 中村桂一郎 <sup>③</sup> 大橋 伸光 <sup>③</sup>
安藤 一郎 <sup>②</sup>	名嘉 明男 <sup>②</sup> 星野 一步 <sup>②</sup> 竹島 秀樹 <sup>②</sup> 大沢 良明 <sup>①</sup> 村上 祐一 <sup>①</sup> 関 康史 <sup>①</sup> 中西 隆 <sup>①</sup>
今井 章 <sup>①</sup>	
第4区 (25名)	
東京都立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、西東京市、国立市、狛江市、清瀬市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市および埼玉県新座市	
福岡 義昭 <sup>⑩</sup>	平沢 勝 <sup>⑨</sup> 田中 實 <sup>⑨</sup> 浅野雄一郎 <sup>⑧</sup> 松村 一夫 <sup>⑧</sup> 西村 司 <sup>⑦</sup> 小菅 誠 <sup>⑥</sup> 中田 茂 <sup>⑥</sup>
石黒 晴夫 <sup>④</sup>	小野寺 透 <sup>④</sup> 篠塚 秋夫 <sup>④</sup> 井上今朝文 <sup>④</sup> 小熊 陸夫 <sup>④</sup> 齊藤 幸司 <sup>③</sup> 荒井 一如 <sup>③</sup> 小菅 正人 <sup>③</sup>
岡本 弥尋 <sup>③</sup>	赤坂 博之 <sup>②</sup> 小菅 満治 <sup>②</sup> 竹内 章 <sup>②</sup> 永峰 久隆 <sup>②</sup> 中野 良教 <sup>②</sup> 村山 恵一 <sup>②</sup> 浅野 英亮 <sup>①</sup>
小澤 清生 <sup>①</sup>	

## 総代の属性別構成比

年代別	30歳代1.1%、40歳代3.4%、50歳代29.8%、60歳代28.7%、70歳以上36.7%
業種別	不動産業47.1%、建設業17.2%、卸売業・小売業12.6%、専門・技術サービス業9.2% 宿泊業3.4%、運輸業2.3%、生活関連サービス業2.3%、製造業1.1%、飲食業1.1%、その他3.4%
職業別	会社役員78.1%、個人・その他21.8%

## 総代の定数と任期

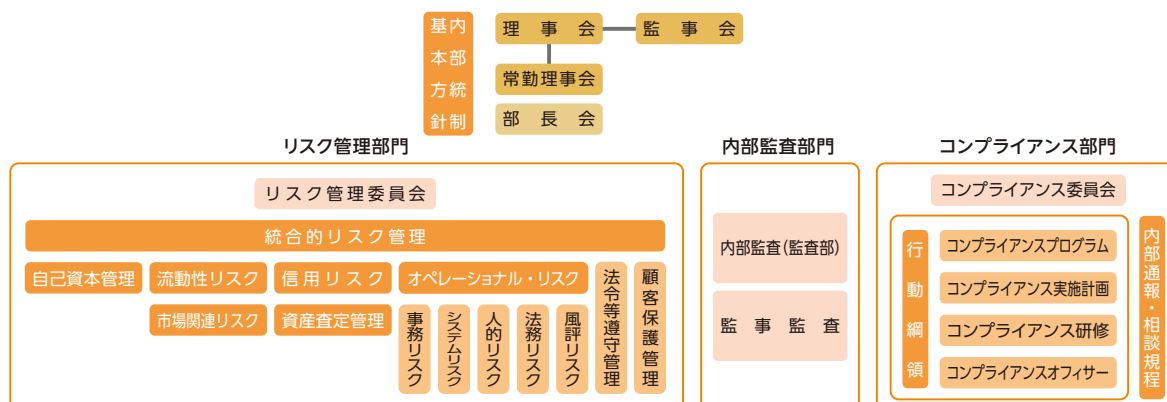
- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は70人以上100人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。なお、令和6年6月30日現在の総代数は87名で、会員数は10,326名です。
- 信用金庫運営に、より深い見識を持った総代を維持し、かつ、会員の多様な意見を経営に活かしていくため、総代の定年制を導入しています。

## 総代候補者選考基準

1. 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない
2. 総代として総代会等に出席可能な方
3. 協同組織金融機関の運営に理解ある方で
  - (1) 当金庫顧客組織（三協会・ビジネスクラブさんきょう等）の役員・委員をお引受けいただいている方
  - (2) 地域社会で役員・委員を務める方（町会、消防団、保護司、商店会等）
  - (3) 業界、商工会、その他団体（反社会的勢力は除く）の役員・委員を務める方
  - (4) 専門的知識（弁護士、公認会計士、医師等）をお持ちの方
  - (5) その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

## 内部管理体制

当金庫は、地域のお客様から信頼され安心してお取引をしていただけるよう公共性と健全性の維持に努めています。また、地域金融機関としての役割を全うし、その信頼性、安全性を確保維持するため自ら責任をもって内部管理体制の確立に努めています。



当金庫は、「内部統制基本方針」を制定し、営業担当から独立した「コンプライアンス部門」「内部監査部門」「リスク管理部門」が職務執行状況の検証を行い業務運営にあたっています。また金庫の立場からその社会的責任は最も重要であるとの考えから各種法令はもちろん社会的規範や企業倫理を守っていくため、法令遵守(コンプライアンス)体制の強化を図っています。

### 内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制の整備に係る基本方針を以下のとおり定めています。

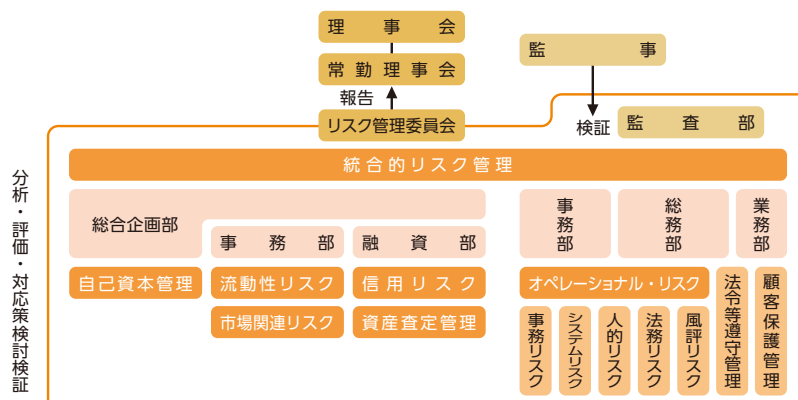
1. 理事及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員等の理事からの独立性確保と当該職員に対する監事の指示の実効性確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制の確保
8. 前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実行的に行われることを確保するための体制

## リスク管理体制

社会環境が大きく変化している中で、地域のお客様のお役に立つことを第一義に、経営の健全性の確保と収益性の向上のため適切な業務運営に努めています。業務運営に影響を及ぼす様々なリスクを適切に把握し、その発生 of 未然防止や影響の最小化、再発防止策などを講じることを重要な課題としています。当金庫では、各リスクが経営に与える重要性を踏まえ、毎月リスク管理委員会にて報告・協議を行い、必要に応じ理事会、常勤理事会にて協議を行っています。また、リスク管理委員会の内容については理事会等で報告し、情報の共有化を図っています。

リスクとは業務運営上の結果が予測しにくい不確実なものであります。そのリスクに備えながら適切な業務運営を実施するため、過去のデータなどを分析、評価するとともに、定量化による見える化などの対応をとっています。

また、大規模災害、重大なシステム障害や風評リスク等の不測の事態に対しては、「危機管理計画対応要領(コンティンジェンシープラン)」を定めています。自然災害発生時には人身の安全等と顧客保護を最優先課題とし、自然災害以外の危機に対しては窓口業務の継続を優先し、早期にリスク回避を図ることを基本方針としています。





## マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策における管理体制

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」といいます。)の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、事務部の担当理事をマネロン等の責任者として選任し、マネロン等の管理統括部署を定め、情報の集約と業務意思決定機能を一元化した管理態勢を構築し、リスクに応じた対策を実施しています。

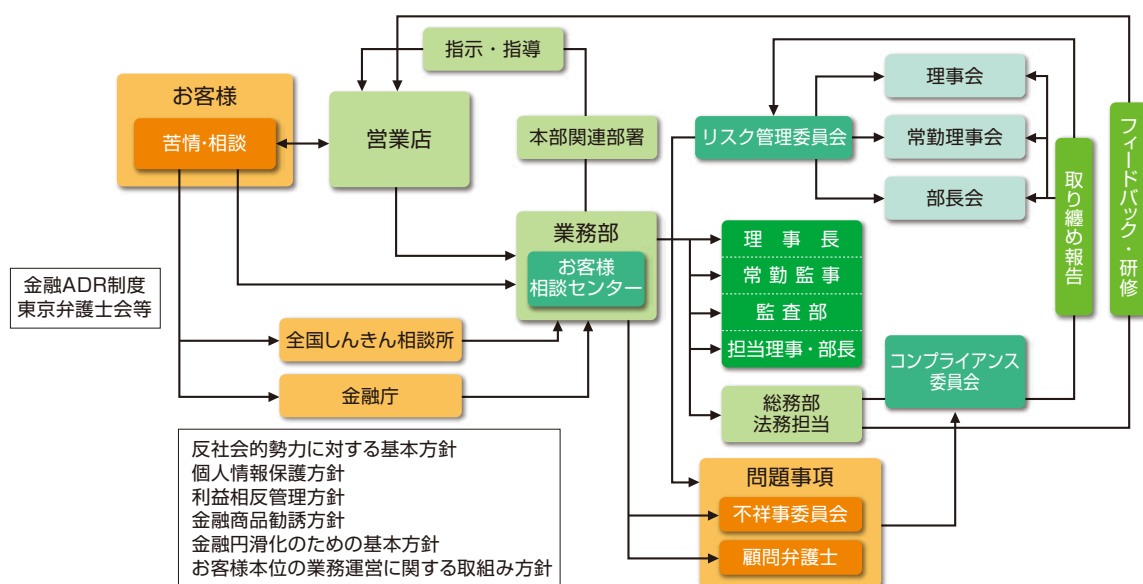
## 法令等遵守(コンプライアンス)の体制

当金庫の法令等遵守の最高決議機関は理事会です。その下に常勤理事会、部長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、不祥事委員会を設置しています。法令等遵守の最高責任者を理事長とし、統括部署は総務部法務担当となり、遵守状況のチェック体制を確立しています。本部各部の責任者は部長、営業店の責任者を店長として、責任者の率先垂範のもと、お客様保護が私達の使命と自覚し、日々法令等遵守に取り組んでいます。

法令等遵守体制の実効性を確保するために「東京三協信用金庫行動綱領」「コンプライアンスプログラム」「コンプライアンスマニュアル」を制定するとともに、「コンプライアンス実施計画」に基づき研修等を実施し役職員の法令等遵守体制の向上に努めています。また、企業倫理やコンプライアンスに関する幅広い知識と経験、判断力を持ち合わせた専門家としての認定を受けた「コンプライアンスオフィサー」を全部店に配置し、その徹底を図っています。また、内部通報制度を確立し、積極的に法令違反などを察知し、適切な処理を行う態勢を整備するために「内部通報・相談規程」を定め、法令等遵守体制の適切性を確保しています。

## 顧客保護管理体制

お客様からの苦情や相談・要望等に適切に対応し、公正かつ誠実に対処し、迅速な対応を心がけ、お客様の利便性の向上に努めています。また、当金庫は「お客様相談センター」を設け、フリーダイヤルによりお客様からのご相談・ご意見・苦情などの受付を行っています。



## 金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置

当金庫は、お客様からのご要望・苦情等につきまして「営業店」または「お客様相談センター」「お問合せメール」などで承っております。

紛争の解決については当金庫営業日(9時～17時)に「お客様相談センター」「全国しんきん相談所(一般社団法人 全国信用金庫協会)」にご相談いただければ下記弁護士会にお取次ぎいたします。各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、また東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や案件を移す方法(移管調停)などがあります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ各東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談センターにお尋ねください。

- お客様相談センター 0120-0889-18
- お問合せメールアドレス info-sankyo@sankyoshinkin.co.jp
- 全国しんきん相談所 03-3517-5825  
(一般社団法人 全国信用金庫協会)
- 東京弁護士会 紛争解決センター 03-3581-0031
- 第一東京弁護士会 仲裁センター 03-3595-8588
- 第二東京弁護士会 仲裁センター 03-3581-2249
- 特定非営利活動法人  
証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005

※証券業務に関する苦情・紛争は日本証券業協会からあっせん等の委託を受けた「証券・金融商品あっせん相談センター」でも受付けております。

## 主な商品・サービス

### ■ 事業者向けご融資

種類	特長	融資金額	期間
当座貸越	事業者カードローン 信用保証協会の保証により、事業資金にご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	1年または2年
手形割引 (電子記録債権割引)	一般商業手形、電子記録債権の割引をご利用いただけます。		
手形貸付	仕入資金などの短期資金にご利用いただけます。	融資金額や貸出期間、条件などは、 営業店担当者にご相談ください。	
証書貸付	設備資金などの長期資金にご利用いただけます。		
代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫などの代理貸付制度を取り扱っています。		
各種制度資金	東京都および区・市の制度融資を取扱っています。		

### ■ 個人向けご融資

ローン名	特長	ご利用限度額	期間	担保・保証
さんきょう 子育て支援ローン	入学金、授業料、受験料、お稽古の費用、就学用住居の家賃・敷金など、子育て全般にご利用いただけます。 「さんきょう子育て支援定期積金」の契約後、満期までの間にご利用される場合、取扱金利を当金庫基準金利より0.50%優遇します。	300万円以内 (1世帯あたり)	8年以内	無担保、要連帯保証人
さんきょう 住宅ローン	新築、増改築、土地・建物の購入、他行借入の切替の際にご利用いただけます。 所定の条件を満たした場合、優遇金利を適用いただけます。	10,000万円以内	35年以内 40年以内	全国保証株式会社 一般社団法人しんきん保証基金
ECOリフォーム	自宅におけるオール電化・太陽光発電・電気自動車用充放電設備・太陽光発電・燃料電池等の省エネ住宅設備資金にご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内	一般社団法人しんきん保証基金
多目的さんきょう フリーローン	お使いみちは自由で、おまとめ資金や事業資金にもご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	3ヵ月以上 10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
ライフローン	お買いものやレジャーなど、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。(事業資金等にはご利用いただけません)	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょう カーローン	自動車・オートバイ・自転車の購入、免許取得、車検の費用支払いなどにご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょう 教育ローン	受験費用、入学金、授業料、設備費、教材費、留学費用、引越費用など、入学または在学するために必要な次の資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上 16年以内	一般社団法人しんきん保証基金
さんきょうビジネス ローン「自由自在」	経営者・個人事業主向けサポートローン。 お使いみちは自由で、事業資金にもご利用できます。	10万円以上 500万円以下	6ヵ月以上 10年以内	株式会社クレディセゾン
さんきょう シルバーきゃっする	お使いみち自由(事業性の資金にはご利用いただけません) 満60歳以上69歳以下の方で当金庫にて年金を受給されている方。	50万円以内	3年更新	信金ギャランティ株式会社
さんきょうカードローン きゃっする	お使いみち自由 限度内であればローンカードで何回でもご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	5年更新	信金ギャランティ株式会社
しんきん カードローン	同上	残高スライド型 10万円以上300万円以内 極度スライド型 10万円以上100万円以内	3年更新	一般社団法人しんきん保証基金

(令和6年6月30日現在)



## 預金商品

種類	特長	期間等
総合口座 (普通預金/定期預金)	普通預金と定期預金を1冊にセットした口座です。定期預金の90% (最高500万円)まで、自動的にご融資が受けられます。	出し入れ自由
普通預金	お財布、家計簿代わりにご利用ください。各種公共料金の自動支払、給与・各種年金等のお受取に便利です。	出し入れ自由
決済用普通預金 (無利息型)	預金保険制度によって全額保護される利息のつかない普通預金です。自動振替等一般の普通預金と同じ機能があります。	出し入れ自由
当座預金	ご商売には欠かせない預金です。小切手・手形などのお支払、代金の取立にご利用ください。	出し入れ自由(お引出は小切手・手形の発行によります)
通知預金	ごく短期間まとまった金額の運用にご利用ください。お引き出しは、ご連絡の2日後となります。	7日以上
納税準備預金	納税に備える専用の預金です。	納税時
貯蓄預金	一定の金額を最低残高として出し入れ自由な預金です。	出し入れ自由
スーパー定期預金	3年、4年、5年もののお利息は半年複利で有利に計算されます(個人のみ)。	1ヶ月から5年以内
変動金利定期預金	預入日より6ヶ月毎ごとに金利が見直しされます。3年ものは、お利息が半年複利で有利に計算されます(個人、定型のみ)。	1,2,3年もの(単利・複利)
期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。1年据置期間経過後、1ヶ月前の予告で一部払出もできます(個人のみ)。	3年以内 (据え置き期間1年含む)
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金を安全に運用できます。	1ヶ月から5年以内
年金あんしん定期預金 「あんしん500」	当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方に、お一人さま500万円まで、店頭表示金利に0.10%を上乗せします。	1年
福祉あんしん定期預金 「あんしん350Ⅱ」	マル優対象者の方に、お一人さま350万円まで、店頭表示金利に0.20%を上乗せします。	1年
みまもり定期預金 「ことぶき」	特殊詐欺等の未然防止を目的とした定期預金です。お一人さま50万円～1,000万円まで、普通預金から定期預金(通帳式もしくは証書式)へお振替すると、店頭表示金利に0.05%を上乗せします。契約時65歳以上の方に限ります。	1年 (自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します)
相続定期預金 「つながり」	当金庫又は他の金融機関での相続手続きにより取得した資産を原資にお預けいただく方に店頭表示金利に1年もの0.10%、2年もの0.15%、3年もの0.20%を上乗せします。	1年・2年・3年 (自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します)
定期積金	将来の生活設計・事業拡張のために、目標を定め、毎月無理のない積立で必要な資金作りにご利用ください。	6ヶ月～5年(60ヶ月)
さんきょうだい100	預金目標額100万円以上の蓄財型定期積金です。コツコツ貯めて大きく増やせます。満期時に定期預金へお振替すると、店頭表示金利に0.10%を上乗せします(1年間)。	1年(12ヶ月)～5年(60ヶ月)
さんきょう 子育て支援定期積金	店頭表示金利に0.10%を上乗せします。また、本定期積金契約後、満期までの間に「さんきょう子育て支援ローン」をご利用される場合、取扱金利を当金庫基準金利より0.50%優遇します。	3年(36ヶ月)～5年(60ヶ月)
一般財形預金	貯蓄目的は自由で給料やボーナスから天引きで積み立てる預金です(課税対象)。	3年以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的貯蓄です。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上
財形住宅預金	住宅プランに最適です。毎月計画的にお積み立ててください。一定の要件を満たせば非課税特典がご利用できます。	5年以上

(令和6年6月30日現在)

■ 内国為替業務

当金庫の本支店をはじめ、日本全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより迅速で正確な送金、振込、代金取立等の為替業務を行っています。また、全国の信用金庫が提携して、全国の信用金庫ATMおよびCDの利用手数料を無料\*にする「しんきんゼロネットサービス」を実施しています。

- しんきんゼロネットサービスご利用時間帯
  - 平日／8：45～18：00 の入出金
  - 土曜日／9：00～14：00 の出金
- ※サービスご利用時間帯以外は手数料がかかります。



■ WEBサービス

特長

さんきょうバンキングアプリサービス	アプリを入れることで、スマートフォンから普通預金の入出金明細照会、インターネットバンキング利用申込等が可能です。
インターネットバンキング	<p><b>個人向け</b>（サービス基本手数料：無料） パソコンや携帯電話、スマートフォンから振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。</p> <p><b>法人向け</b>（サービス基本手数料：月額 2,200 円） ご利用のパソコンから振込、給与振込や残高照会、各種料金支払い等が可能です。</p>
さんきょうでんさいサービス	電子記録債権法に基づき「でんさいネット」を利用して提供する決済サービスです。手形や売掛債権を電子記録として扱い、事業の利便性向上やコスト削減に役立ちます。

■ その他の主なサービス

特長

しんきんテレホンサービス	アンサーサービス：電話やFAXで振込通知や残高照会ができます。 ホームバンキング：会社やご家庭のパソコンで振込や残高照会等ができます。 テレホンバンキング：電話で残高照会や資金移動等ができます。
貸金庫	資産の安全な保管にご利用ください。
ATM振込	ATMで振込めば、窓口での振込手数料よりお安くなります。
ATMでの地方税統一QRコード収納	ATMのマルチリーダに納付書のQRコードをかざすと、地方税等の納付処理を行えます。
デビットカードサービス	現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払いが手数料なしでご利用できます。
クレジットカード	しんきん VISA カード・しんきん JCB カードなど各種クレジットカードを取り扱っております。
自動受取りサービス	給与・年金・配当金等がご指定の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払いサービス	ご指定の預金口座から、電気・ガス・水道・電話・NHKの5大公共料金をはじめ、税金・保険料・各種クレジットなどの自動支払いができます。
しんきん自動集金サービス	口座振替の利用による集金代行サービスです。
定額自動送金	毎月ご指定日に指定先へ一定金額の送金ができます。
保険代理店業務	<p>シニアサポーター……………さんきょう友の会会員向け団体傷害保険</p> <p>しんきんグッドすまいる……………住宅ローン関連の火災保険</p> <p>しんきんグッドパスポート……………海外旅行の傷害保険</p> <p>手軽に備える医療保険 EVERシンプル……………医療保険</p> <p>「生きる」を創るがん保険 WINGS……………がん保険</p>

(令和6年6月30日現在)

## ■ 主な手数料のご案内

※記載の手数料には消費税(10%)相当額が含まれています。

### ● 振込手数料

	5万円未満	5万円以上
窓口利用	当金庫同一店舗内	無料
	当金庫他店舗宛	220円
	他金融機関宛	495円
	付帯物件付	660円
ATM、インターネットバンキング	当金庫同一店舗内	無料
	他金融機関宛	385円
	当金庫他店舗宛	110円
振込・送金組戻	1件につき	660円

### ● 代金取立手数料(各1通につき)

代金取立	440円
取立手形組戻	1,100円
取立手形不渡返却	1,100円
依頼返却	1,100円
異議申立預託手続	5,500円
電子交換所不参加金融機関取立	1,100円

### ● 証明書発行手数料(各1通につき)

残高証明書	550円
融資内定証明書	3,300円
融資支払利息証明書	550円
取引履歴明細交付	110円
遺産分割前相続預金払戻し証明書	550円

### ● 個人情報開示手数料

取引履歴	1枚	440円
氏名・住所・生年月日等		880円
取引残高	特定日ごと	2,200円
その他の項目	1項目ごと	1,100円
郵送する場合		実費

※所要費用が手数料額を超える場合は、別途、実費をいただきます。

### ● 未利用口座管理手数料

2年以上お取引のない普通預金口座	年額	1,320円
------------------	----	--------

※以下の場合には対象外となります。  
 ・当該預金口座の残高が1万円以上ある場合  
 ・同一支店で他にお預かり預金(定期預金等)がある場合  
 ・お借入がある場合

### ● 融資事務手数料

融資条件変更等手数料 (各1件につき)	住宅・消費ローン繰上返済手数料 <sup>※1</sup>		5,500円
	固定金利から変動金利への変更		5,500円
	証書貸付返済方法変更		5,500円
	固定金利選択型固定金利適用期間終了後再度固定金利選択		5,500円
	住宅ローン完済手数料(借り換え) <sup>※2</sup>		33,000円
	融資繰上一部返済手数料 <sup>※3</sup>		5,500円
	融資期日前全額返済手数料 <sup>※3</sup>		11,000円
	条件変更手数料 <sup>※4</sup>		5,500円
	不動産担保変更手数料 <sup>※5</sup>		11,000円
		※1 融資ご完済も含みます。 ※2 残高5,000千円以上で他行への借り換えの場合。 ※3 手数料をいただかない場合があります。詳細は窓口にお問い合わせください。 ※4 受付1回につき。 ※5 不動産担保の各種変更手続の際必要となります。	
担保物件取扱手数料	設定事務手数料 <sup>※6</sup>	1案件につき	55,000円
	抹消事務手数料(当金庫職員立会いの場合) <sup>※6</sup>		11,000円
	※6 該当物件が当金庫営業区域外の場合、別途実費をいただきます。		

(令和6年6月30日現在)

### ● 手形・小切手等発行手数料

小切手帳	1冊(50枚綴)	1,650円
手形帳(約束・為替)	1冊(25枚綴)	1,100円
マル専当座	口座開設(1口座)	3,300円
	手形1枚あたり	1,100円
自己宛小切手	1枚あたり	1,100円

### ● 再発行手数料

預金通帳	1冊	1,100円
預積金証書	1枚	1,100円
キャッシュカード等 <sup>※</sup>	1枚	1,100円
貸金庫カード <sup>※</sup>	1枚	1,100円

※各カードの磁気ストライプが、読み取り不良となった場合は無料です。  
 ただし、ICキャッシュカードの磁気読み取り不良は有料となります。

### ● 円貨両替手数料

窓口利用	1～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に550円加算

※両替枚数は、「お受取り枚数」もしくは「お渡し枚数」のうち、どちらか多い枚数とします。  
 ※同一金種の新券への両替は、1日1回10枚まで無料です。  
 ※汚損、毀損した現金の両替は、同一金種への交換の場合のみ無料です。  
 ※記念硬貨への両替は無料です。(記念硬貨からの両替は手数料の対象となります)

### ● 硬貨入金手数料(ATM・入金機等除く)

窓口利用 渉外対応	1～200枚	無料
	201～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に550円加算

※一度のお取引で複数回に分けてご入金された場合、合算した枚数に応じた手数料をいただきます。  
 ※硬貨算定後にお取引を取り止める場合や金額を変更される場合も、手数料をいただきます。  
 ※お振込を硬貨で行う場合も、硬貨の枚数に応じた手数料をいただきます。  
 ※「募金」「寄付金」「義援金」等を目的とする場合は無料とします。

### ● 金種指定出金手数料

窓口利用 渉外対応	1～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に550円加算

※一万円札は枚数から除外しますが、一万円を含む新券指定は手数料をいただきます。  
 ※一度のお取引で複数回に分けてご出金された場合、合算した枚数に応じた手数料をいただきます。



## ■ 経営の内容 (財務諸表)

### 貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第99期(5.3.31現在)	第100期(6.3.31現在)
<b>(資産の部)</b>		
現 金	2,688	2,523
預け金	36,642	41,332
買入金銭債権	178	227
有価証券	21,528	21,805
国債	888	1,069
地方債	5,242	5,651
社債	12,262	12,564
株式	522	697
その他の証券	2,612	1,822
貸出金	115,365	113,166
割引手形	13	9
手形貸付	1,282	1,208
証書貸付	112,986	110,867
当座貸越	1,084	1,080
その他資産	1,023	1,553
未決済為替貸	89	127
信金中金出資金	714	954
前払費用	20	15
未収収益	156	176
その他の資産	42	278
有形固定資産	8,417	9,859
建物	1,037	3,566
土地	5,888	5,888
建設仮勘定	1,375	5
その他の有形固定資産	115	397
無形固定資産	32	86
ソフトウェア	29	83
その他の無形固定資産	3	3
繰延税金資産	354	394
債務保証見返	869	762
貸倒引当金	△324	△391
(うち個別貸倒引当金)	(△7)	(△71)
<b>資産の部合計</b>	<b>186,777</b>	<b>191,320</b>

## 貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	第99期(5.3.31現在)	第100期(6.3.31現在)
<b>(負債の部)</b>		
預金積金	169,559	173,988
当座預金	2,173	2,000
普通預金	75,240	77,072
貯蓄預金	85	77
通知預金	83	51
定期預金	79,818	81,833
定期積金	11,745	12,557
その他の預金	413	396
借入金	1,772	1,677
借入金	1,772	1,677
その他負債	497	501
未決済為替借	61	113
未払費用	25	35
給付補填備金	8	11
未払法人税等	124	120
前受収益	62	41
払戻未済金	29	15
払戻未済持分	1	2
職員預り金	90	93
資産除去債務	48	36
その他の負債	45	30
賞与引当金	43	49
退職給付引当金	406	425
役員退職慰労引当金	84	104
睡眠預金払戻損失引当金	8	8
偶発損失引当金	1	0
再評価に係る繰延税金負債	1,130	1,130
債務保証	869	762
<b>負債の部合計</b>	<b>174,375</b>	<b>178,650</b>
<b>(純資産の部)</b>		
出資金	971	960
普通出資金	971	960
利益剰余金	9,392	9,698
利益準備金	998	971
その他利益剰余金	8,393	8,726
特別積立金	5,390	5,390
(NFS 積立金)	(250)	(250)
(事務機械化積立金)	(20)	(20)
(職員教育積立金)	(20)	(20)
(経営安定化積立金)	(2,000)	(2,000)
(店舗建築積立金)	(300)	(300)
当期末処分剰余金	3,003	3,336
処分未済持分	△0	△1
会員勘定合計	10,363	10,657
その他有価証券評価差額金	△278	△304
土地再評価差額金	2,316	2,316
評価・換算差額等合計	2,038	2,012
<b>純資産の部合計</b>	<b>12,402</b>	<b>12,670</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>186,777</b>	<b>191,320</b>

## 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については総平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	3年～65年
その他	2年～50年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して予想損失額を見込んで計上しております。貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者等今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という。))のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という。))の債権額に対して予想損失額を見込んで計上しております。
 

要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。))に対する債権額に対して予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要修正を加えた予想損失率によって算定しております。

なお予想損失率は、それぞれの債務者区分ごとに1年間又は3年間又は貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の10算定期間における平均値に基づく損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、各営業店(営業関連部署)のほか融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、影響が顕在化した特定業種に属する要注意先の債務者に対する債権について、一定の仮定に基づいて今後1年間の貸倒損失の増加額を見積り、一般貸倒引当金を追加計上しております。これに伴う一般貸倒引当金の額は、104百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金返戻金の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月分)	0.0833%

③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金16百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与との乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務取引等収益は、債務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の債務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取引等の内国為替業務に基づくものであります。

為替業務及びその他の債務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益及びその他の負債として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 

貸倒引当金	391百万円
-------	--------

(上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当 104百万円)

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。

貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、

当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症を契機とした需要の変化等の影響により、信用リスクが高まった債務者に対する追加的な貸倒引当金の主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症が債務者の事業に与える影響であり、感染拡大防止のために大きな影響を受けている特定の業種に対して追加的な貸倒引当金を計上しております。当該影響は、概ね1年間は継続するものと仮定して見積っております。

なお、当該影響の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権・債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,125百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付れを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)であります。
 

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	551百万円
危険債権額	1,004百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	793百万円
合計額	2,349百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

担保に供している資産	有価証券	500百万円
	その他資産	2百万円
	預け金	2,000百万円
担保資産に対応する債務	その他の預金	63百万円
	普通預金	2百万円
	借入金	1,677百万円

上記のほか、為替決済の取引の保証金として、定期預け金3,000百万円を差し入れております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準価額に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 770百万円
- 出資1口当たりの純資産額 660円30銭

- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針
 

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の統合的リスク管理をしております。
  - 金融商品の内容及びそのリスク
 

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
  - 信用リスクの管理
 

当金庫は、融資諸規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理委員会にてチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
  - 市場リスクの管理
    - 金利リスクの管理
 

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程及び諸要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、BPV分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会及び理事会に報告しております。
    - 為替リスクの管理
 

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
    - 価格変動リスクの管理
 

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を



図っております。

保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、総合企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測しております。当金庫のVaRはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日、信頼期間99%、観測期間5年)により算出しております。

当金庫は、計測した総リスク量と自己資本総額との対比によるリスク状況の把握・管理をしており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在の当金庫の自己資本総額10,871百万円に対し、市場リスク量(損失額の推計値)は1,605百万円、その他のリスク量を合わせた全体は3,152百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	41,332	41,406	74
(2) 買入金銭債権 貸倒引当金(*2)	227 △0		
	227	226	△0
(3) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券(*3)	743 21,052	768 21,052	25 -
	21,795	21,821	25
(4) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*4)	113,166 △391		
	112,775	113,996	1,221
金融資産計	176,130	177,451	1,321
(1) 預金積金	173,988	173,922	△66
(2) 借 用 金(*1)	1,677	1,607	△69
金融負債計	175,665	175,530	△135

(\*1)預け金、貸出金及び借借金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2)買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*3)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*4)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格としております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券、投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.と24.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入に想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	954
合 計	963

(\*1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	26,837	12,360	2,135	-
買入金銭債権	144	83	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	200	543
その他有価証券のうち満期があるもの	1,783	6,540	5,552	6,105
貸出金(*2)	21,449	32,649	22,855	34,240
合 計	50,214	51,633	30,742	40,889

(\*1)預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等償還予定額が見込めないもの及び期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*1)	164,258	9,692	37	-
借入金	95	335	377	868
合 計	164,354	10,027	415	868

(\*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

23. 「金融商品の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.も同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	外国証券	243	288	45
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	500	480	△19
合 計		743	768	25

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	677	350	326
	債券	3,508	3,494	13
	国債	595	594	1
	地方債	1,278	1,275	3
	社債	1,633	1,624	8
	その他	383	342	41
	小計	4,568	4,187	381
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10	10	△0
	債券	15,777	16,519	△742
	国債	473	491	△17
	地方債	4,372	4,733	△360
	社債	10,930	11,295	△364
	その他	696	700	△3
	小計	16,483	17,230	△746
合 計		21,052	21,417	△365

24. 当事業年度中に売却した その他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	136	98	-
債券	527	-	68
地方債	437	-	58
社債	90	-	9
合 計	663	98	68

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,509百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が812百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金有税償却	137 百万円
退職給付引当金	118
その他有価証券評価差額金	117
役員退職慰労引当金	29
賞与引当金	13
貸倒引当金繰入限度超過額	14
資産除去債務	10
その他	22
繰延税金資産小計	463
評価性引当額	△67
繰延税金資産合計	396

繰延税金負債

有形固定資産	—1
繰延税金負債合計	—1
繰延税金資産の純額	394

27. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	0百万円
顧客との契約から生じた債権	—1百万円
契約負債	9百万円

28. 会計上の見積りの変更

一般貸倒引当金および個別貸倒引当金について、予想損失率は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の10算定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込みに応じて必要な修正を加えて算定しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第99期(4.4.1~5.3.31)	第100期(5.4.1~6.3.31)
<b>経常収益</b>	<b>2,894,723</b>	<b>2,996,386</b>
資金運用収益	2,540,371	2,607,830
貸出金利息	2,248,749	2,349,777
預け金利息	22,731	34,729
有価証券利息配当金	201,844	158,329
その他の受入利息	67,045	64,994
役務取引等収益	190,534	211,951
受入為替手数料	66,422	69,536
その他の役務収益	124,112	142,415
その他業務収益	26,764	20,157
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	28	117
その他の業務収益	26,735	20,040
その他経常収益	137,052	156,447
貸倒引当金戻入益	63,386	—
償却債権取立益	67,682	17,291
株式等売却益	—	98,254
その他の経常収益	5,982	40,901
<b>経常費用</b>	<b>2,355,193</b>	<b>2,564,455</b>
資金調達費用	34,615	41,808
預金利息	18,407	25,517
給付補填備金繰入額	4,162	4,758
借入金利息	11,424	10,882
その他の支払利息	620	648
役務取引等費用	69,899	72,444
支払為替手数料	16,684	16,839
その他の役務費用	53,215	55,605
その他業務費用	28,825	72,525
国債等債券売却損	—	68,717
国債等債券償還損	24,819	83
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	4,005	3,723
<b>経 費</b>	<b>2,052,477</b>	<b>2,262,714</b>
人件費	1,307,578	1,369,810
物件費	636,167	744,176
税 金	108,731	148,727
その他経常費用	169,375	114,962
貸倒引当金繰入額	—	67,091
貸出金償却	156,830	41,106
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他の経常費用	12,544	6,764
<b>経常利益</b>	<b>539,529</b>	<b>431,931</b>

(単位：千円)

科 目	第99期(4.4.1~5.3.31)	第100期(5.4.1~6.3.31)
<b>特別利益</b>	5,900	3,019
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	5,900	3,019
<b>特別損失</b>	14,662	11,518
固定資産処分損	0	11,518
減損損失	14,662	—
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	530,766	423,432
法人税、住民税及び事業税	128,200	127,867
法人税等調整額	19,046	△ 29,842
<b>法人税等合計</b>	147,246	98,025
<b>当期純利益</b>	383,520	325,406
<b>繰越金（当期首残高）</b>	2,619,877	3,011,177
土地再評価差額金取崩額	—	—
<b>当期末処分剰余金</b>	3,003,398	3,336,583

## 【損益計算書の注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引はありません。
- 出資1口当たり当期純利益16円83銭
- 新型コロナウイルス感染症の影響へ対応する経済対策として導入された「民間金融機関における無利子・無担保融資制度」に伴い、自治体から受け取る利子補給金は貸出金利息として計上しております。

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第99期(4.4.1~5.3.31)	第100期(5.4.1~6.3.31)
<b>当期末処分剰余金</b>	3,003,398,076	3,336,583,383
<b>法定準備金限度超過取崩額</b>	27,150,650	11,021,000
<b>計</b>	3,030,548,726	3,347,604,383
<b>剰余金処分額</b>	19,371,541	19,141,952
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年 2.0%) 19,371,541	(年 2.0%) 19,141,952
<b>繰越金（当期末残高）</b>	3,011,177,185	3,328,462,431

令和5年6月20日開催の第99回通常総代会及び、令和6年6月19日開催の第100回通常総代会で報告を行った令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監事の監査並びに太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月20日

東京三協信用金庫 理事長

中島 久喜



## ■ 主要な事業の状況を示す指標

### 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	2,566,261千円	2,760,849千円	2,657,157千円	2,894,723千円	2,996,386千円
業務純益	313,020千円	219,487千円	496,752千円	633,226千円	407,027千円
経常利益	166,218千円	212,609千円	306,332千円	539,529千円	431,931千円
当期純利益	88,166千円	180,420千円	271,210千円	383,520千円	325,406千円
出資総額	1,039百万円	1,023百万円	998百万円	971百万円	960百万円
出資総口数	20,793千口	20,474千口	19,979千口	19,436千口	19,215千口
会員数	11,216会員	11,148会員	10,923会員	10,551会員	10,396会員
純資産額	11,955百万円	12,152百万円	12,288百万円	12,610百万円	12,650百万円
総資産額	169,704百万円	181,619百万円	182,283百万円	185,908百万円	190,557百万円
預金積金残高	153,136百万円	165,057百万円	165,872百万円	169,559百万円	173,988百万円
貸出金残高	103,622百万円	112,479百万円	116,357百万円	115,365百万円	113,166百万円
有価証券残高	21,724百万円	22,653百万円	22,072百万円	21,528百万円	21,805百万円
単体自己資本比率	8.40%	8.50%	8.43%	8.53%	8.55%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.0円	1.0円	1.0円	1.0円	1.0円
役員数	10名	10名	9名	9名	9名
うち常勤役員数	7名	7名	6名	6名	6名
職員数	170名	177名	174名	170名	179名

(注) 「単体自己資本比率」は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

※純資産額は総代会承認後の出資配当による外部流出を控除した後の金額を記載しています。

※総資産額には債務保証見返は含まれておりません。

## 業務粗利益

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	2,505,755	2,566,021
資金運用収益	2,540,371	2,607,830
資金調達費用	34,615	41,808
役務取引等収支	120,635	139,507
役務取引等収益	190,534	211,951
役務取引等費用	69,899	72,444
その他の業務収支	△2,060	△52,368
その他業務収益	26,764	20,157
その他業務費用	28,825	72,525
業務粗利益	2,624,330	2,653,160
業務粗利益率	1.51%	1.50%

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

## 業務純益

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
業務純益	633,226	407,027
実質業務純益	633,226	410,326
コア業務純益	658,018	479,010
コア業務純益（除く投資信託解約損益）	633,259	479,010

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)  
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益  
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回り %)

科目	平均残高		利息		利回り	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	172,833	175,269	2,540,371	2,607,830	1.46	1.48
うち貸出金	114,577	114,505	2,248,749	2,349,777	1.96	2.04
うち預け金	35,885	37,922	22,731	34,729	0.06	0.09
うち有価証券	21,453	21,878	201,844	158,329	0.94	0.72
資金調達勘定	169,673	173,092	34,615	41,808	0.02	0.02
うち預金積金	167,762	171,273	22,570	30,276	0.01	0.01
うち借入金	1,821	1,725	11,424	10,882	0.62	0.62

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度560百万円、令和5年度690百万円)を控除して表示しております。  
 2. 商品有価証券及び譲渡性預金はございません。

## 利鞘

(単位：%)

科目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	1.46	1.48
資金調達原価率	1.19	1.31
総資金利鞘	0.27	0.16

## 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

科目	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△3,498	107,437	103,938	4,053	63,405	67,458
うち貸出金	3,344	52,128	55,473	△1,412	102,440	101,027
うち預け金	1,586	△1,081	505	1,290	10,707	11,998
うち有価証券	△8,430	48,558	40,127	3,995	△47,510	△43,514
支払利息	△381	△563	△944	△102	7,294	7,192
うち預金積金	243	△589	△345	472	7,233	7,705
うち借入金	△596	26	△570	△598	57	△541

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。

## 総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

科目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.29	0.22
総資産当期純利益率	0.20	0.17

- (注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 役務取引等収支の内訳

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	190,534	211,951
受入為替手数料	66,422	69,536
その他の受入手数料	124,112	142,415
役務取引等費用	69,899	72,444
支払為替手数料	16,684	16,839
その他の支払手数料	1,011	1,008
その他の役務取引等費用	52,203	54,597
役務取引等収支	120,635	139,507

## その他の業務収支の内訳

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度
その他業務収益	26,764	20,157
うち国債等債券売却益	—	—
うち国債等債券償還益	28	117
その他業務費用	28,825	72,525
うち国債等債券売却損	—	68,717
うち国債等債券償還損	24,819	83
うち国債等債券償却	—	—
その他の業務収支	△2,060	△52,368

## 経費の内訳

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度
人件費	1,307,578	1,369,810
報酬給与手当	980,447	1,063,812
退職給付費用	42,566	45,317
その他	284,564	260,680
物件費	636,167	744,176
事務費	282,456	319,390
固定資産費	141,737	141,765
事業費	44,673	55,778
人事厚生費	20,205	48,079
固定資産償却	123,693	155,496
その他	23,400	23,666
税金	108,731	148,727
合計	2,052,477	2,262,714



## 預金に関する指標

### 流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
流動性預金	76,992	77,771
うち有利息預金	70,593	70,961
定期性預金	90,453	93,169
うち固定金利定期預金	79,084	80,801
うち変動金利定期預金	2	1
その他	316	331
合計	167,762	171,273

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
     固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
     変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
 3. 譲渡性預金はございません。

### 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
定期預金	79,818	81,833
固定金利定期預金	79,817	81,831
変動金利定期預金	1	1

### 預金者別残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	118,776	70.0	122,838	70.6
法人	50,783	29.9	51,149	29.3
一般法人	45,931	27.0	46,489	26.7
内 訳				
金融機関	1,387	0.8	1,337	0.7
公 金	3,464	2.0	3,323	1.9
合計	169,559	100.0	173,988	100.0

### 科目別預金残高・構成比

(単位：残高 百万円、構成比 %)

科目	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	2,173	1.2	2,000	1.1
普通預金※	75,240	44.3	77,072	44.2
貯蓄預金	85	0.0	77	0.0
通知預金	83	0.0	51	0.0
納税準備預金	44	0.0	56	0.0
別段預金	368	0.2	339	0.1
定期預金	79,818	47.0	81,833	47.0
定期積金	11,745	6.9	12,557	7.2
合計	169,559	100.0	173,988	100.0

※うち決済用預金（普通預金無利息型）の残高は、令和4年度：5,124百万円、令和5年度：4,903百万円です。

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
財形貯蓄残高	0	0

### 会員・会員外預金積金

(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
会 員	71,621	71,060
会 員 外	97,938	102,928
合計	169,559	173,988

## ■ 貸出金等に関する指標

### 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
手形貸付	1,234	1,008
証書貸付	112,335	112,424
当座貸越	989	1,056
割引手形	17	15
合計	114,577	114,505

### 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
貸出金	115,365	113,166
変動金利	74,863	71,830
固定金利	40,502	41,335

### 担保の種類別の貸出金残高

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	1,157	1,132
不動産	81,355	80,352
信用保証協会・信用保険	13,193	11,834
保証	1,816	1,952
信用	17,843	17,893
合計	115,365	113,166

### 担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	-	-
不動産	836	760
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	0	-
信用	32	2
合計	869	762

### 使途別の貸出金残高

(単位：残高 百万円、構成比 %)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	76,538	66.3	74,172	65.5
運転資金	38,827	33.6	38,994	34.4
合計	115,365	100.0	113,166	100.0

### 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：残高 百万円、構成比 %)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	64	1,320	1.1	65	1,272	1.1
農業、林業	1	2	0.0	1	1	0.0
建設業	256	8,119	7.0	248	7,883	6.9
情報通信業	50	479	0.4	50	462	0.4
運輸業、郵便業	19	793	0.6	20	1,011	0.8
卸売業、小売業	175	5,007	4.3	173	4,442	3.9
金融業、保険業	5	577	0.5	5	595	0.5
不動産業	815	72,063	62.4	838	71,949	63.5
物品賃貸業	2	22	0.0	2	20	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	96	1,835	1.5	98	1,826	1.6
宿泊業	37	4,272	3.7	36	4,134	3.6
飲食業	202	2,633	2.2	194	2,472	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	104	1,282	1.1	100	1,198	1.0
教育、学習支援業	17	505	0.4	17	478	0.4
医療、福祉	59	1,380	1.1	57	1,430	1.2
その他のサービス	115	2,246	1.9	111	2,174	1.9
小計	2,017	102,542	88.8	2,015	101,355	89.5
個人	1,352	12,823	11.1	1,237	11,811	10.4
合計	3,369	115,365	100.0	3,252	113,166	100.0

(注) 1. 個人の貸出金残高には各業種の消費資金残高を含んでいます。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科目	令和4年度	令和5年度
期末預貸率	68.03	65.04
期中平均預貸率	68.29	66.85

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

## 会員・会員外貸出金

(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
会員	113,796	111,282
会員外	1,569	1,883
合計	115,365	113,166

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

当金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの額の合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)
- (4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
- (5) 正常債権

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
				担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,209	1,209	1,206	3	100.00	100.00
	令和5年度	551	551	551	-	100.00	-
危険債権	令和4年度	681	671	666	4	98.44	30.22
	令和5年度	1,004	951	879	71	94.73	57.50
要管理債権	令和4年度	854	561	515	46	65.74	13.64
	令和5年度	793	521	477	44	65.73	13.97
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年度	854	561	515	46	65.74	13.64
	令和5年度	793	521	477	44	65.73	13.97
小計(A)	令和4年度	2,745	2,442	2,388	54	88.95	15.13
	令和5年度	2,349	2,024	1,908	115	86.17	26.27
正常債権(B)	令和4年度	113,544					
	令和5年度	111,670					
総与信残高(A)+(B)	令和4年度	116,289					
	令和5年度	114,019					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。



# 有価証券に関する指標

## 商品有価証券

商品有価証券はございません。

## 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め の無いもの	合計
国債	令和4年度	200	302	—	99	98	186	—	888
	令和5年度	200	100	197	196	194	179	—	1,069
地方債	令和4年度	—	503	100	—	575	4,062	—	5,242
	令和5年度	500	—	300	487	665	3,698	—	5,651
社債	令和4年度	988	2,149	3,660	920	1,757	2,785	—	12,262
	令和5年度	883	3,079	2,365	1,378	2,630	2,227	—	12,564
株式	令和4年度	—	—	—	—	—	—	522	522
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	697	697
外国証券	令和4年度	199	497	393	200	—	938	—	2,230
	令和5年度	199	398	98	200	—	543	—	1,439
その他の証券	令和4年度	—	—	—	—	—	—	382	382
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	383	383
合計	令和4年度	1,388	3,453	4,155	1,219	2,431	7,973	905	21,528
	令和5年度	1,783	3,578	2,961	2,261	3,490	6,648	1,080	21,805

## 有価証券平均残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
国債	835	877
地方債	5,349	5,721
社債	12,291	12,961
株式	310	292
外国証券	2,323	1,681
その他の証券	342	342
合計	21,453	21,878

## 預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

科目	令和4年度	令和5年度
期末預証率	12.69	12.53
期中平均預証率	12.78	12.77

(注) 1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

## 有価証券の取得価額、時価及び評価損益

### 1. 売買目的有価証券

売買目的有価証券はございません。

### 2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	238	259	20	243	288	45
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	900	874	△25	500	480	△19
合計		1,138	1,134	△4	743	768	25

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 3.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はございません。

### 4.その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和4年度			令和5年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	513	300	212	677	350	326
	債 券	4,664	4,630	34	3,508	3,494	13
	国 債	701	694	7	595	594	1
	地 方 債	935	927	7	1,278	1,275	3
	社 債	3,028	3,008	19	1,633	1,624	8
	外国証券	300	299	0	-	-	-
	そ の 他	382	342	40	383	342	41
	小 計	5,861	5,572	288	4,568	4,187	381
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	-	-	-	10	10	△0
	債 券	13,728	14,331	△603	15,777	16,519	△742
	国 債	186	196	△9	473	491	△17
	地 方 債	4,307	4,600	△293	4,372	4,733	△360
	社 債	9,234	9,534	△300	10,930	11,295	△364
	外国証券	790	800	△9	696	700	△3
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	14,518	15,131	△612	16,483	17,230	△746
合 計	20,380	20,704	△324	21,052	21,417	△365	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、優先出資及び投資信託です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 5.市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	9	9
組合出資金	-	-
合 計	9	9

### 金銭の信託

取扱はございません。

### 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引等の取扱はございません。

### 外国為替取扱高

取扱はございません。

### 関連会社

該当する関連会社はございません。

# 自己資本の充実に関する事項

## 自己資本の概要

当金庫の自己資本は、特別積立金、繰越金等利益の積み上げによるものを主としています。令和5年度末の自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

## 【自己資本の構成及び単体自己資本比率】

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,344	10,638
うち、出資金及び資本剰余金の額	971	960
うち、利益剰余金の額	9,392	9,698
うち、外部流出予定額(△)	19	19
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	316	319
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	316	319
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	155	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額(イ)</b>	<b>10,815</b>	<b>10,958</b>
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	86
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	86
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額(ロ)</b>	<b>32</b>	<b>86</b>
自己資本		
<b>自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)</b>	<b>10,783</b>	<b>10,871</b>
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	121,569	122,100
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,596	-
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	△720	-
うち、上記以外に該当するものの額	2,316	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,799	4,939
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額(ニ)</b>	<b>126,369</b>	<b>127,040</b>
自己資本比率		
<b>自己資本比率((ハ)/(ニ))</b>	<b>8.53%</b>	<b>8.55%</b>

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。  
 なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	東京三協信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	960百万円

## 自己資本の充実度に関する事項

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

## 【信用リスク・アセット及び所要自己資本の額】

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(オフ・バランス取引を含む)	121,569	4,862	122,100	4,884
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	119,973	4,798	121,901	4,876
ソブリン向け	480	19	584	23
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,274	290	8,019	320
法人等向け	19,830	793	18,723	748
中小企業等向け及び個人向け	5,978	239	6,029	241
抵当権付住宅ローン	846	33	855	34
不動産取得等事業向け	66,224	2,648	65,980	2,639
三月以上延滞等	953	38	532	21
取立未済手形	17	0	25	1
信用保証協会等による保証付	421	16	399	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	516	20	372	14
出資等のエクスポージャー	516	20	372	14
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	17,427	697	20,379	815
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	851	34	1,097	43
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	886	35	986	39
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	14,489	579	18,295	731
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	199	7
ルック・スルー方式	-	-	199	7
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,316	92	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	-	-
⑥CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額	4,799	191	4,939	197
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	126,369	5,054	127,040	5,081

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行等です。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクを計測するため、当金庫が貸出金の将来の貸倒を見込んで損失として処理している部分（引当・償却）を除いた、想定外の損失額や担保下落リスクを算出し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、毎月開催しているリスク管理委員会で協議・報告を行い、理事会への報告を行なっています。また、必要に応じて常勤理事会または理事会で協議する態勢を整備しております。

### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

### 【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高】

#### <業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他				
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
製造業	4,086	4,315	1,329	1,280	2,602	2,802	-	-	154	232	68	65	
農業、林業	2	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	8,776	8,526	8,375	8,126	400	400	-	-	-	-	186	186	
電気、ガス、熱供給、水道業	901	901	-	-	901	901	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	1,063	906	479	462	400	300	-	-	184	143	-	1	
運輸業、郵便業	2,090	2,668	826	1,014	1,230	1,619	-	-	34	34	-	-	
卸売業、小売業	5,552	4,866	5,050	4,365	501	501	-	-	-	-	-	59	
金融業、保険業	39,122	42,507	592	609	3,642	2,745	-	-	34,888	39,153	-	-	
不動産業	76,024	74,969	75,018	74,169	800	800	-	-	205	-	425	86	
物品賃貸業	30	27	30	27	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	1,943	1,927	1,943	1,927	-	-	-	-	-	-	-	-	
宿泊業	4,276	4,138	4,276	4,138	-	-	-	-	-	-	-	-	
飲食業	2,830	2,601	2,830	2,601	-	-	-	-	-	-	12	11	
生活関連サービス業、娯楽業	1,582	1,303	1,382	1,303	200	-	-	-	-	-	-	-	
教育、学習支援業	680	651	580	551	100	100	-	-	-	-	-	-	
医療、福祉	1,728	1,773	1,728	1,773	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス	2,433	2,346	2,432	2,344	-	-	-	-	1	1	15	15	
国・地方公共団体等	13,145	14,737	-	-	10,444	11,307	-	-	2,700	3,429	-	-	
個人	12,824	12,534	12,824	12,534	-	-	-	-	-	-	-	0	
その他	11,920	13,587	207	297	-	-	-	-	11,712	13,290	-	-	
<b>業種別合計</b>	<b>191,017</b>	<b>195,294</b>	<b>119,913</b>	<b>117,528</b>	<b>21,223</b>	<b>21,479</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>49,811</b>	<b>56,285</b>	<b>709</b>	<b>425</b>	
1年以下	37,653	42,633	17,138	22,264	1,433	1,805	-	-	19,081	18,563	-	-	
1年超3年以下	38,453	38,323	25,510	22,735	3,442	3,588	-	-	9,500	12,000	-	-	
3年超5年以下	17,548	15,969	13,200	12,633	4,182	2,976	-	-	165	360	-	-	
5年超7年以下	12,957	12,690	11,484	10,263	1,233	2,292	-	-	240	135	-	-	
7年超10年以下	15,105	18,293	12,631	12,729	2,473	3,564	-	-	-	2,000	-	-	
10年超	46,320	42,095	37,862	34,842	8,457	7,252	-	-	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	22,979	25,288	2,084	2,061	-	-	-	-	20,895	23,227	-	-	
<b>残存期間別合計</b>	<b>191,017</b>	<b>195,294</b>	<b>119,913</b>	<b>117,528</b>	<b>21,223</b>	<b>21,479</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>49,881</b>	<b>56,285</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。なお、信用保証協会による保証付エクスポージャーは含まれていません。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. 残存期間別で延滞貸付は「期間の定めのないもの」に計上しています。

7. 貸出金・債券は計上未収利息を含みます。

8. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## 【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(単位：百万円)

科目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	333	316	-	333	316
	令和5年度	316	319	-	316	319
個別貸倒引当金	令和4年度	56	7	1	54	7
	令和5年度	7	71	0	7	71
合計	令和4年度	389	324	1	387	324
	令和5年度	324	391	0	324	391

## 【貸出金償却の額】

(単位：千円)

令和4年度	156,830
令和5年度	41,106

## 【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等】

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
	期首残高	当期増加額 <sup>注1</sup>	当期減少額	期末残高		期首残高	当期増加額 <sup>注1</sup>	当期減少額	期末残高	
製造業	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
建設業	36	-	36	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	3	-	3	20
卸売業、小売業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	6
不動産業	16	3	16	3	0	3	58	3	58	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	146	-	-	-	-	-
飲食業	-	2	-	2	-	2	5	2	5	1
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
個人	2	1	2	1	-	1	4	1	4	1
合計	56	7	56	7	156	7	71	7	71	41

(注) 1. 当期増加額は全額洗替え方式のため、期末残高と同一になっております。  
 2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 3. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	26,638	-	26,244
10%	-	6,089	-	6,162
20%	38,150	1,289	42,578	1,945
35%	-	2,413	-	2,438
50%	6,109	0	6,182	1
75%	-	7,484	-	7,557
100%	1,903	100,075	1,402	100,157
150%	-	508	-	226
250%	-	354	-	398
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	46,163	144,853	50,162	145,131

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



## 信用リスク削減手法に関する事項

### リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資規程」「融資事務取扱要領」「不動産担保評価要綱」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金や独立行政法人住宅金融支援機構等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの状況】

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,094	1,117	3,365	3,321	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	1,049	947	—	—	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	252	389	495	363	—	—	—	—
④中小企業等向け及び個人向け	575	411	1,052	1,111	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	8	—	17	16	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	226	275	—	—	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧上記以外	31	41	749	882	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

## 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### リスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫の派生商品取引における、市場リスク及び信用リスクへの影響は限定的であります。なお、お客様との取引については、派生商品取引を取り扱っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などを裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。当金庫において該当する取引はございません。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### 【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	205
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の株価等の下落を想定し発生する予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてリスク管理委員会並びに常勤理事会に報告するとともに投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### 【出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等】

(単位：百万円)

区 分	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	
上場株式等	令和4年度	—	—	437	682	244	244	—
	令和5年度	—	—	498	853	354	355	0
非上場株式等	令和4年度	—	—	205	213	8	8	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和4年度	—	—	642	895	253	253	—
	令和5年度	—	—	498	853	354	355	0

区 分	その他有価証券で時価のないもの等	
	貸借対照表計上額	
上場株式等	令和4年度	—
	令和5年度	—
非上場株式等	令和4年度	724
	令和5年度	964
合 計	令和4年度	724
	令和5年度	964

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 信金中金優先出資は、その他有価証券で時価のあるものに含めております。  
 3. 信金中金普通出資等は、その他有価証券で時価のないもの等に含めております。  
 4. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーは含まれておりません。

### 【子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等】

該当ございません。

### 【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

(単位：百万円)

区 分	売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	令和4年度	—	—
	令和5年度	98	—

## 金利リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動により金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象とし、重要性を踏まえて月次で金利リスクを計測しております。これらの金利リスクの測定については、 $\Delta$ EVE(※1)、 $\Delta$ NII(※2)、VaR(※3)といった金利リスク指標を用いております。

当金庫においては、金利リスクが経営に与える重大性を認識し、適宜、対応を講じる態勢としております。計測した金利リスクの状況を、毎月リスク管理委員会で報告・協議するとともに、必要に応じ経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

※1 IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※2 IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※3 資産を一定期間保有したときに起こりうる予想最大損失額を計測する手法をいいます。

### 2. 金利リスクの算出手法の概要

#### (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII に関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期及び最長の金利更改満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利更改満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
金融庁が採用する保守的な前提を採用しています。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
- スプレッドに関する前提  
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提  
当該事項はありません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVE は、保有資産の増加および預け金のデレューションが長期化したことから増加しています。また、最大値がスティープ化から上方パラレルシフトとなりました。 $\Delta$ NII は、市場金利の上昇等に伴い減少しています。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テスト( $\Delta$ EVEの最大値/自己資本の額)の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっております。

#### (2) $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII 以外の金利リスク計測に関する事項

- 金利ショックに関する説明  
当金庫では、 $\Delta$ EVE、 $\Delta$ NIIに加え、VaRを用い金利による時価変動リスク量を算定しています。  
VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味  
VaR計測の主な前提  
・信頼区間：99.0%、観測期間5年、保有期間240営業日  
・ヒストリカル・シミュレーション法を採用。  
VaRにより計測した金利リスクについては、信用リスクやその他のリスクと共に、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本の額に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

## 【IRRBB(銀行勘定の金利リスク)の状況】

(単位：百万円)

項番		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	1,090	1,448	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	503	393
3	スティープ化	1,139	1,276		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,139	1,448	503	393
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	10,783		10,871	

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



## オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、また外生的事象により当金庫が被るリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、理事会への報告を行っております。また、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 報酬等に関する事項

### 報酬体系について

#### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の支払総額の最高限度額を決定しています。

その上で、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払い手段 c. 支払時期

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	111

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 左記の内訳は、「基本報酬」92百万円「退職慰労金」18百万円となっています。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労金引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

#### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

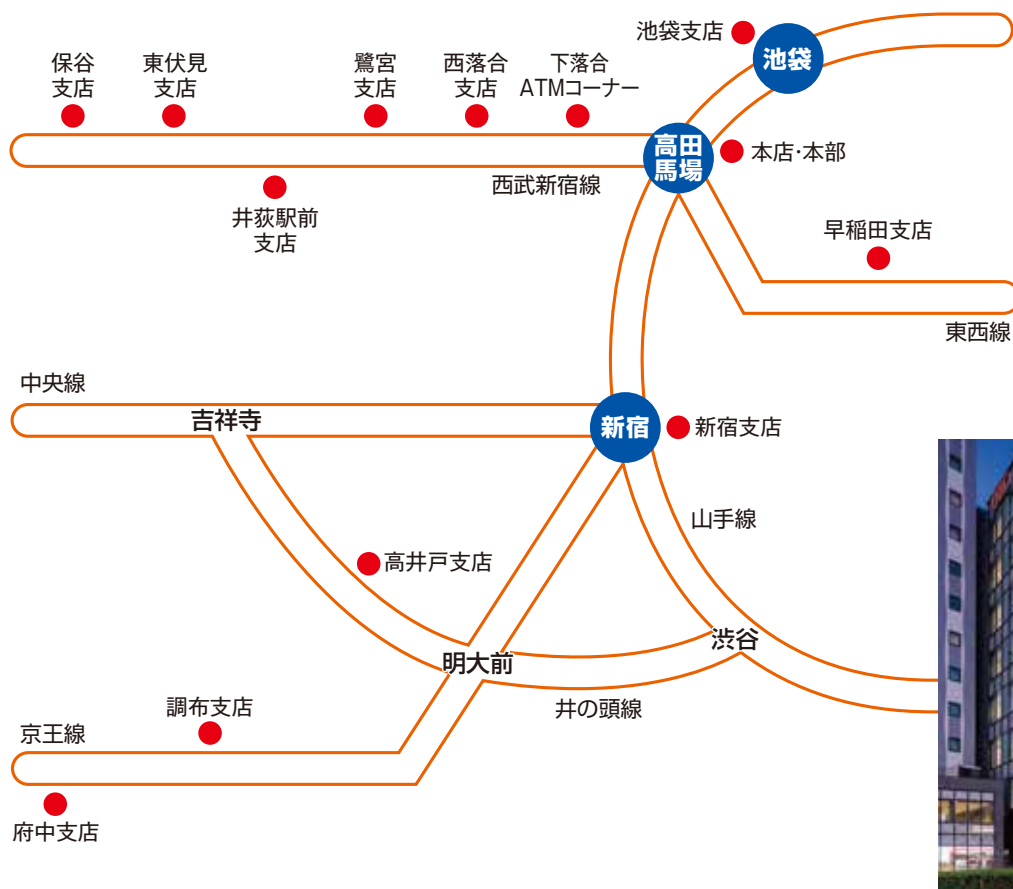
3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

# 法定開示項目掲載ページ一覧

## 【信用金庫法施行規則第132条】

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	3
ロ. 理事、監事の氏名及び役職名	3
ハ. 事務所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	3
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げる事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	7~8
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を 示す指標として次に掲げる事項	29
①経常収益②経常利益又は経常損失③当期純利益又は当 期純損失④出資総額及び出資総口数⑤純資産額⑥総資産 額⑦預金積金残高⑧貸出金残高⑨有価証券残高⑩単体自 己資本比率⑪出資に対する配当金⑫職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として 次に掲げる事項	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
・ 業務粗利益及び業務粗利益率	29
・ 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益（除く投資信託解約損益）	30
・ 資金運用収支、役員取引等収支 及びその他業務収支	30~31
・ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利鞘	30
・ 受取利息及び支払利息の増減	30
・ 総資産経常利益率	30
・ 総資産当期純利益率	30
(2) 預金に関する指標	
・ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	32
・ 固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	32
(3) 貸出金等に関する指標	
・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	33
・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33
・ 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、 不動産、保証及び信用の区分をいう）の 貸出金残高及び債務保証見返額	33
・ 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう）の 貸出金残高	33
・ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
・ 預貸率の期末値、期中平均値	34
(4) 有価証券に関する指標	
・ 商品有価証券の種類別の平均残高	35
・ 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式及び 外国証券その他の証券の区分をいう）の 平均残高、残存期間別残高	35
・ 預証率の期末値及び期中平均値	35
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	17
ロ. 法令等遵守の体制	18
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	9~14
二. 金融ADR制度における当金庫の苦情処理措置 および紛争解決措置	18

5. 金庫の直近2事業年度における財産に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	23~28
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び (1) から (4) までに掲げるものの額の合計額	34
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
(5) 正常債権	
ハ. 自己資本の充実状況について金融庁長官が別に 定める事項	37
【定性的な開示事項】	
・ 自己資本の構成に関する事項	37
・ 自己資本調達手段の概要	38
・ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	38
・ 信用リスクに関する事項	39
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	41
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	41
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	41
・ 出資その他に類するエクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び 手続きの概要	42
・ 金利リスクに関する事項	43
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	44
【定量的な事項】	
・ 自己資本の構成に関する事項	37
・ 自己資本の充実度に関する事項	38
・ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び エクスポージャーの主な種類別の内訳	39
・ 信用リスク削減手法に関する事項	41
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	41
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	41
・ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	42
・ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	41
・ 金利リスクに関する事項（IRRBBの状況）	43
二. 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、 時価および評価損益	
・ 有価証券	35~36
・ 金銭の信託	36
・ 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に 掲げる取引	36
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
ヘ. 貸出金償却の額	40
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 または損失金処理計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	28
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産 の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に 定めるもの	44



本 部	〒169-0075	新宿区高田馬場 2-17-3	03-3200-7124(代)	東伏見支店	〒202-0014	西東京市富士町 2-11-12	042-462-1555
本 店	〒169-0075	新宿区高田馬場 2-17-3	03-3200-7121	府 中 支 店	〒183-0015	府中市清水が丘 3-26-15	042-365-8111
(下落ATMコーナー)	〒161-0033	新宿区下落合 1-16-7	連絡先 (本店 03-3200-7121)	保 谷 支 店	〒202-0011	西東京市泉町 2-14-19	042-423-1911
新 宿 支 店	〒160-0022	新宿区新宿 2-18-3	03-3356-6711	早 稲 田 支 店	〒169-0051	新宿区西早稲田 1-9-18	03-3204-2211
井 荻 駅 前 支 店	〒167-0023	杉並区上井草 1-24-2	03-3390-4111	鷺 宮 支 店	〒165-0031	中野区上鷺宮 1-4-2	03-3999-2011
高 井 戸 支 店	〒168-0072	杉並区高井戸東 4-8-18	03-3333-8811	西 落 合 支 店	〒161-0031	新宿区西落合 2-10-1	03-5996-2711
調 布 支 店 <sup>※</sup>	〒182-0026	調布市小島町 1-31-3	042-483-6511	池 袋 支 店	〒171-0021	豊島区西池袋 5-4-6	03-3984-3551

※調布支店は、11:30より12:30まで窓口を休止しています。  
(令和6年6月30日現在)

## 営業地区

東京都 区の存する地域および  
立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 西東京市  
国立市 狛江市 清瀬市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市  
埼玉県 新座市

ホームページアドレス：<https://www.shinkin.co.jp/sankyo/>

お客様相談センター：[☎0120-0889-18](tel:0120-0889-18) (受付 9:00~17:00 金融機関休業日は除く)

おはやくいーはなし

キャッシュカード：[03-6433-1979](tel:03-6433-1979) (しんぎんサービスセンター)  
夜間・休日緊急連絡先



東京三協信用金庫

お客様と共に歩んで100年これからも共に歩む「未来」



環境に優しい「植林紙」と  
「植物油インク」を使用しています。